

宮古島市観光危機管理計画

令和7年度版

宮古島市

令和8年

■本計画の概要

宮古島の観光産業は、観光客の滞在と消費により、経済波及効果や雇用創出など地域経済に大きく貢献しており、持続的発展と安定化を図ることが重要です。

一方、宮古島市では、例年の台風の接近・通過をはじめ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を通じて、観光産業を取り巻く状況の急変に遭遇してきました。これらの経験から、観光施設や観光客を守る対策のほかにも、早期回復や継続のあり方や日頃から意識を高める取組の必要が認識されています。

本計画は、台風のほか、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等、観光産業に負の影響を与える危機事象について、

- ・日頃からの減災対策の方針
- ・観光危機発生時の迅速な対応方針
- ・観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等の対応方針を示すものです。

■本計画の対象

本計画は、宮古島のほか沖縄県、観光関連団体、観光事業者を対象とします。

■本計画が想定する観光危機

宮古島の観光産業に影響を与える、①自然災害・危機、②人為災害・危機、③観光の質の著しい低下に伴う危機、④健康危機、⑤環境危機、⑥県外・市外で発生した災害・危機を対象とします。

■本計画の見直し

本計画は、随時修正し、観光危機管理体制の充実・強化を図るものとしてします。

時期	見直し事項
令和7年3月	・初版の策定
令和8年2月	・初版に基づいて設置した「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」の反映 ・その活動事項(得た知見や新たに見いだした課題等)の反映

目 次

序章 はじめに.....	1
1 本計画の趣旨.....	1
2 本計画の位置付け.....	2
3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義.....	3
4 観光危機管理の必要性.....	4
5 観光の動向.....	5
6 主な災害・観光危機の発生動向.....	9
7 想定する観光危機.....	11
第1章 観光危機管理の取組体制.....	15
1 観光危機管理の基本方針.....	15
2 各関係者による取組体制.....	16
3 宮古島市観光危機管理プラットフォーム.....	19
第2章 観光危機管理の対策・対応.....	20
1 平常時の減災対策.....	20
2 危機対応への準備.....	22
3 危機への対応.....	25
4 危機からの回復.....	49
第3章 計画の効果的な実現.....	51
1 事業者別マニュアルの作成.....	51
2 観光事業者との観光危機管理関係の協定の締結.....	51
3 宮古島市観光危機管理プラットフォームの継続的な顔合わせ.....	51
4 訓練の実施による意識の啓発、実務手順の習熟.....	52
5 定期的な計画見直し時期の明確化.....	52

序章 はじめに

1 本計画の趣旨

観光産業は、観光客の滞在と消費により、観光関連事業者及び関連産業への経済波及効果や雇用創出など、直接的・間接的に地域経済に大きく貢献する極めて重要な産業の一つです。この観光産業の持続的発展と安定化を図ることは、市として重要な施策です。

宮古島市は、恵まれた自然環境や景観、生活や風習、伝統、祭事等の観光資源を多数有しています。これまで『第2次宮古島市観光振興基本計画』を策定し、「みんなの宮古（みゃーく）を世界と未来に伝える美ぎ島（かぎしま）づくり」を理念として様々な観光施策を展開してきました。令和6年度は、航空路線において韓国便が就航し、クルーズ船の寄港も増え、令和6年度は新型コロナウイルス感染症流行前の平成30（2018）年入域観光客数約114万人を超え過去最高を記録する見込みです。

一方で、宮古島市は台風の常襲地であり、度々甚大な被害を被っており、これに対し市等の行政のみならず観光事業者が、独自に自らの施設や観光客を守るために様々な防災・安全対策を講じてきました。海外に目を向けると、平成16（2004）年のスマトラ沖地震・インド洋大津波の発生により多くの観光客が犠牲になった事例があり、市民等の生命や財産を守るのみならず、観光客の命を守る取組が非常に重要であることが認識されました。また、平成23（2011）年の東日本大震災後に宮古島市への観光客が急減したことや、令和2（2020）年に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症とその感染拡大による移動制限により、宮古島市の観光産業を取り巻く状況が急変したことから、観光産業を守る取組のほかに、早期回復や継続のあり方についても日頃から意識を高める取組が必要です。

宮古島市観光危機管理計画（以下「本計画」という。）は、このような台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等、観光産業に負の影響を与える危機事象について、

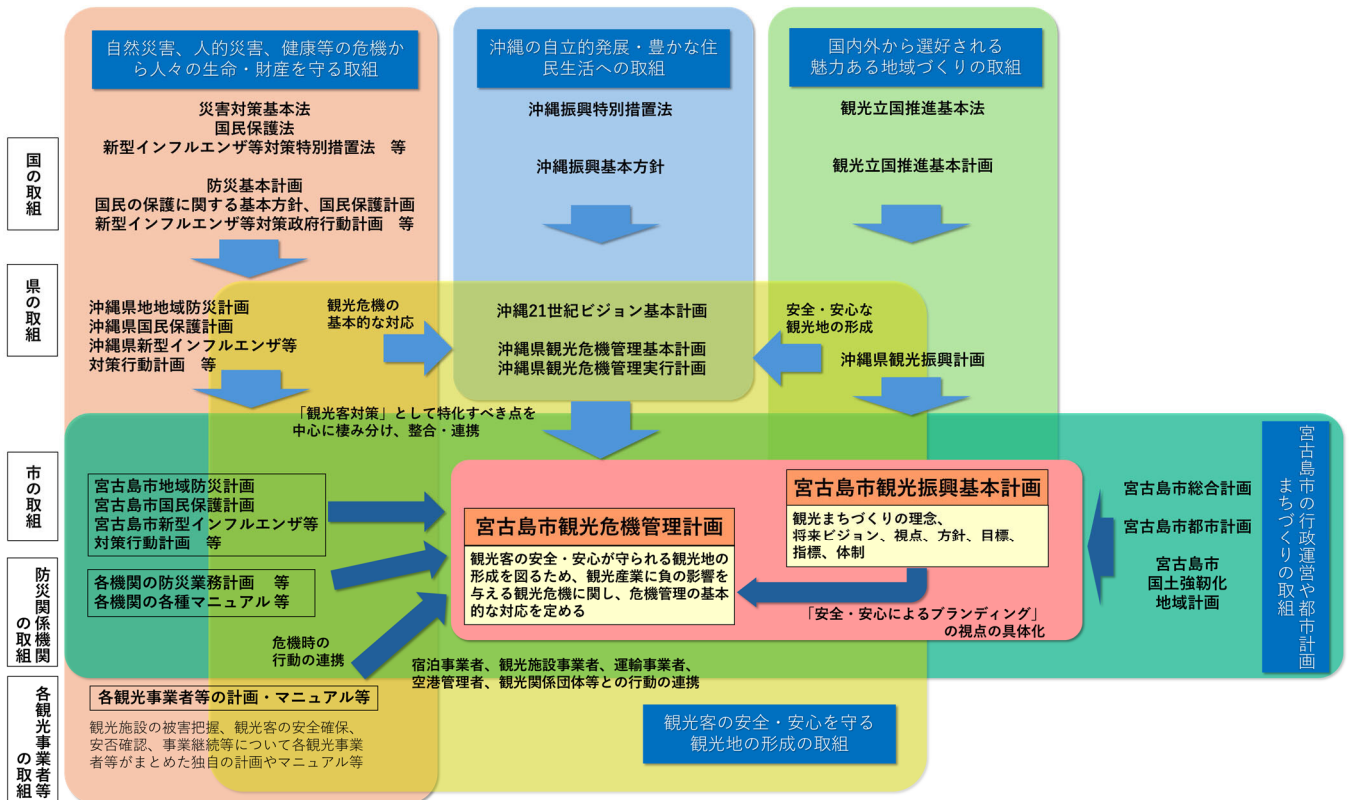
- ▶ 観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策の方針
- ▶ 観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応の方針
- ▶ 観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的かつ計画的に対応する方針を明記します。

本計画の策定及び訓練や日頃の運用、定期的な見直しを通じて、宮古島市が、安全・安心・快適な観光地としての価値を維持し高めることを目的とします。

2 本計画の位置付け

本計画は、宮古島市の観光施策を展開してきた『宮古島市観光振興基本計画』及び市民等（住民の他、通勤・通学等で宮古島市内に滞在する者を含む。以下「市民等」という。）の生命・財産を守るための防災・減災対策をまとめた『宮古島市地域防災計画』等と密接に関連しており、既存の上位となる諸計画や関連計画との整合・連携を図ります。また、策定段階では、「宮古島市観光危機管理計画策定委員会」及び「宮古島市観光危機管理計画検討委員会」において県及び国の事務所、観光事業者や観光関連団体と意見交換しながら、大規模自然災害等の観光危機時に連携すべき関係主体の行動とも整合、連携させながら実行性の高い計画とします。

■本計画の位置付け



※本計画の記載事項は、宮古島市が策定する関連計画と整合を図るが、避難の手順等に関する事項は「宮古島市地域防災計画」に準拠し、観光客への対応については本計画が補完する。感染症(健康危機)については、「宮古島市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の健康増進にかかる計画に準拠する。

3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

本計画で用いる「観光危機」及び「観光危機管理」については、令和4（2022）年3月に策定された『第2次沖縄県観光危機管理計画』の定義に基づくものとします。

3-1 観光危機

観光危機とは、沖縄県内又は外国を含む県外で発生した自然災害や感染症、航空機・船舶事故などの回避することのできない災害・事故・事件等により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない危機や風評被害等を指します。

宮古島市外で発生する危機や風評被害については、宮古島市内では被害を受けていないにもかかわらず、宮古島市を含む沖縄県内全体が甚大な被害を受けているような報道がされる場合も含まれ、観光危機の一つとして捉えるものとします。

3-2 観光危機管理

観光危機管理とは、**想定する観光危機に対しての各種取組を指します。**

具体的には、被害を最小化するための減災対策、危機に備えた計画やマニュアルの策定、定期的な訓練を実施し、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機発生後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことを指します。

平成15年(2003年)台風第14号(マイミー)による被害



出典：宮古島地方気象台

4 観光危機管理の必要性

宮古島市では、市民等の生命と財産を守る視点から、災害対策基本法に基づき『宮古島市地域防災計画』及び関連する計画等を策定しています。日頃から様々な災害予防対策を講じているほか、災害時等においては当該計画に沿った災害対応を行うこととしています。

一方、観光危機時の観光客の安全や観光産業の維持のために、特に以下の特性に留意する「観光危機管理」の取組が必要です。

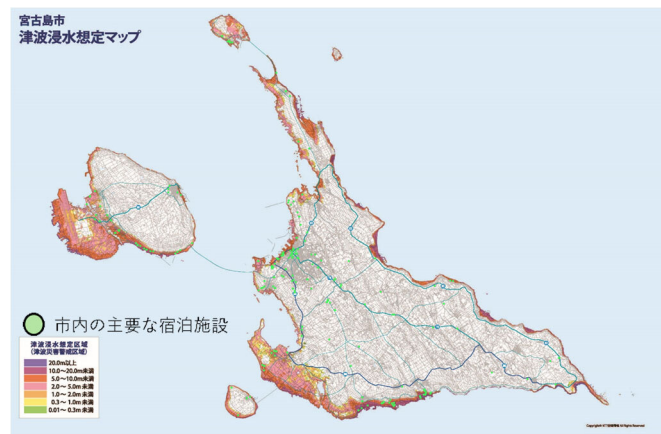
4-1 地理上の特性への配慮の必要性

宮古島市は、沖縄本島から離れている地理的条件や、台風常襲地域としての自然環境的特性、クルーズ船の寄港となっていることや、増加する観光客等の防災上特別な配慮が必要な社会的特性を有しています。

県内外を結ぶ交通手段は、空路と海路に限定されることから、災害等により航空機等の運航が停止した場合、宿泊施設、観光関連施設等に滞在している多くの観光客が、宮古島市から帰宅することが困難になることが予想されます。

さらに、沖縄県津波浸水想定（平成 27（2015）年3月）では、沖縄近海で起こりうる最大クラスの津波によって、下地島空港や下地島東部、宮古島南東部や沿岸が浸水し、宿泊施設や観光関連施設等が被害を受ける可能性があること等が指摘されています。

平常時からの観光関連施設等の耐震化等の減災対策だけでなく、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な避難誘導や情報発信の体制整備のほか、空港や港等の交通施設等が使用不能となった場合を想定した一時滞在支援、帰宅支援等の備えが必要です。



宮古島市津波浸水想定マップ(R6年度版)
※市内の主な宿泊施設を加筆

4-2 市内に在留する観光客への対策の必要性

宮古島市はこれまで入域観光客数が年々増加し、平成 30（2018）年時点で約 114 万人が来島し、令和 6 年度は更なる増加が見込まれているほか、訪日外国人も多く、観光危機時の観光客対策の役割・対策内容の明確化が求められます。これは宮古島市（行政機関）だけでなく、観光事業者や関係団体も交えた取組が必要です。

4-3 観光客の特性への配慮の必要性

観光客は市民等と異なる行動特性があり、観光危機時には以下のことを考慮する必要があります。

- 観光客は、土地に馴染みがない、土地勘がない。
- 観光客は、観光危機が発生したときの避難方法等が分からない。
- 外国人等の観光客は、コミュニケーションが難しい。
- 観光客は、できるだけ早く家族等に連絡したい、交通情報を確認して帰宅したい。
- 観光危機発生時の観光客への対応が沖縄観光のイメージとなる。

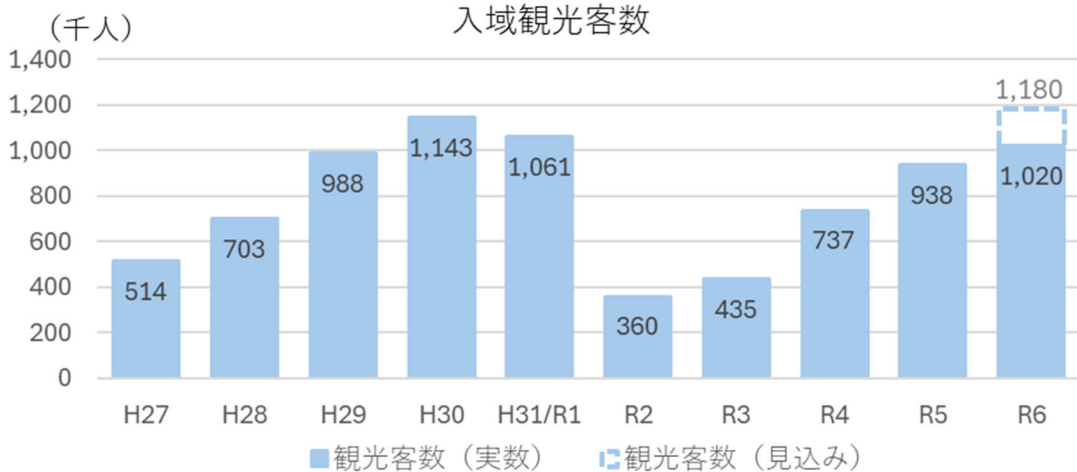
5 観光の動向

5-1 入域観光客数の動向

① 入域観光客の総数の推移

宮古島市における過去 10 年間の入域観光客数は、新型コロナウイルス感染症の流行により落ち込んだものの、徐々に回復し令和 6（2024）年度には平成 30（2018）年度を超える見込みとなり、今後更なる増加が見込まれます。

観光産業の振興に伴い、自然災害の発生時には、安否や所在の確認、滞在・帰宅支援等の対応が増えることが想定され、対応体制や日頃からの啓発等の重要性が増しています。



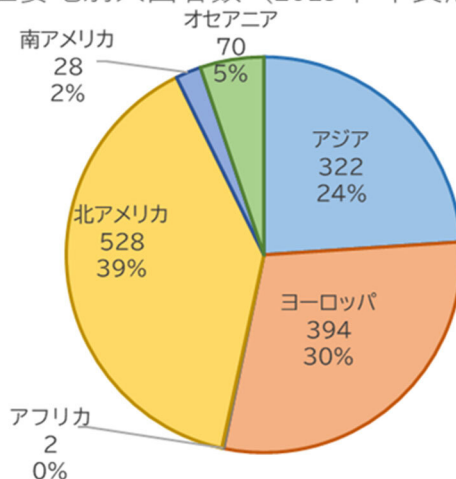
出典：宮古島市入域観光推計表

② 海外からの地域別観光客数

新型コロナウイルス感染症が流行した時期以前の、平良港におけるクルーズ船からの外国人観光客入国者数については、令和元（2019）年で 1,344 人となっており、地域別でみると台湾や中国（香港）といった比較的近隣の国からだけでなく、北アメリカやヨーロッパといった欧米からの来訪者が多くなっています。外国人観光客は、例えば成田国際空港等の県外から入国し、国内線の空路を利用して宮古空港等から来訪する経路も考えられることから、実態としては、さらに多くの外国人が来訪していることがうかがえます。

海外からの観光客に関しては、入域に際しての災害リスクの啓発や発災時の行動の周知等を行う等の情報提供が重要になります。資料の多言語化やピクトグラム化等配慮が必要です。

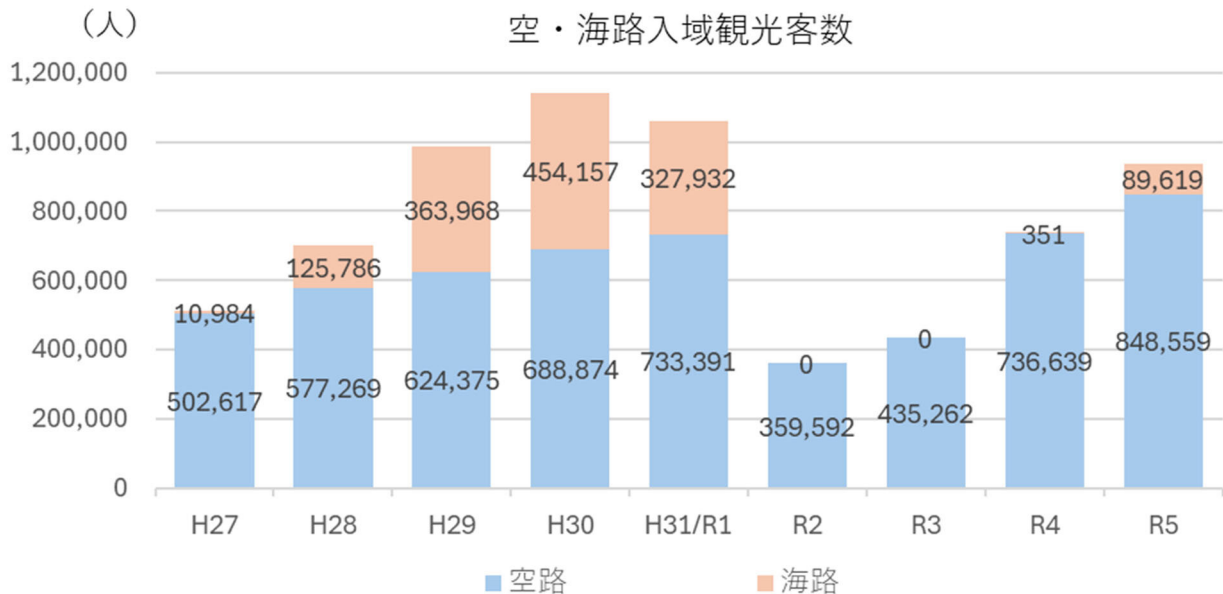
主要地別入国者数（2019年 平良港）



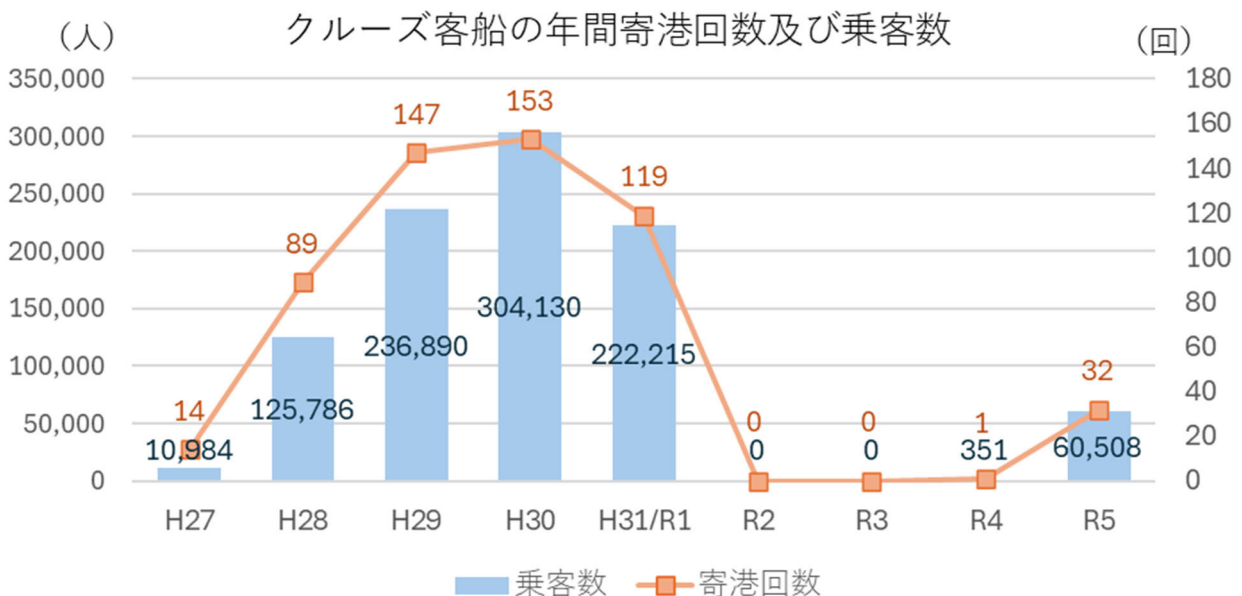
出典：法務省 入国管理統計

③空・海路別の観光客数の推移

新型コロナウイルス感染症の流行前において、入域の方法別の観光客数は、海路による入域が増加傾向にありました。大型クルーズ船の寄港が、海路による入域観光の増加の要因の一つでした。さらに、平良港の整備が令和3（2021）年度に完了し、更に大型の22万トン級のクルーズ船が寄港できるようになり、今後クルーズ船の寄港の増加が見込まれています。そのため、津波の発生時により、港湾施設や船舶が被災した際には、クルーズ船の乗客及び乗組員が市内に上陸することへの支援や空路による帰宅支援が必要になります。



出典：統計みやこじま、沖縄県 HP(宮古島市「入域観光客数について」)



出典：沖縄県 HP(宮古島市「入域観光客数について」)

5-2 宮古圏域における観光実態

①宮古圏域における来訪及び宿泊の状況

宮古圏域に訪れる観光客は、多くは宮古島内に宿泊し、日中に市内の各島々へ観光等に出かけることも多いと想定されます。そのため、特に日中の発災においては、安否確認をはじめ、宮古島だけでは把握・対応できないことも想定されることから、各島々との連携が重要になります。

宮古圏域における来訪および宿泊

(%)		R4年度年間値	第1回調査(6月)	第2回調査(7月)	第3回調査(10月)	第4回調査(1月)
来訪した島	宮古島	98.9	99.1	98.8	98.8	98.9
	池間島	60.9	60.4	57.8	62.5	63.5
	来間島	63.7	60.5	60.9	66.8	66.5
	大神島	3.5	3.7	4.0	3.3	2.9
	伊良部島・下地島	75.8	74.8	75.8	76.1	76.3
	多良間島	9.2	9.0	8.1	9.6	10.3
	水納島	0.7	0.9	0.4	0.8	0.8
	宮古島	92.6	92.1	92.7	92.6	92.8
宿泊した島	池間島	8.6	9.4	8.0	8.4	8.8
	来間島	11.3	12.6	9.2	11.6	12.4
	大神島	0.6	0.6	0.7	0.4	0.5
	伊良部島・下地島	18.6	18.6	18.9	18.4	18.2
	多良間島	1.5	1.8	1.7	1.7	0.8
	水納島	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

出典：令和4年度観光統計実態調査を基に作成

②宮古圏域における立ち寄り先の状況

観光客が訪れる観光地は、普段市民等が生活している場所と異なる場合が多くあります。県による被害想定だけでなく、観光客の行動特性を把握し、発災時に市内でどのような状況が発生し、対応が必要になるかを平時から想定するとともに関係者間で常に共有しておく必要があります。

宮古圏域における立ち寄り先

(%)	R4年度	第1回 (4-6月期)	第2回 (7-9月期)	第3回 (10-12月期)	第4回 (1-3月期)
伊良部大橋	81.0	80.1	80.7	81.5	81.8
伊良部島・下地島	73.1	72.1	73.2	73.3	73.7
来間島	63.1	60.0	60.2	66.3	65.7
池間島	60.2	59.4	57.1	61.9	62.8
与那覇前浜ビーチ	50.7	52.0	52.6	49.1	48.9
東平安名崎	34.4	28.9	30.3	37.5	41.0
砂山ビーチ	28.3	26.0	24.7	29.7	33.3
西平安名崎	24.5	20.4	20.2	27.7	30.0
新城海岸	23.2	25.3	34.7	17.2	13.3
宮古島海中公園	20.4	14.6	16.4	23.3	27.5
公設市場	14.8	13.4	12.5	15.9	17.6
島尻のマングローブ林	13.1	8.8	9.6	16.1	17.8
うえのドイツ文化村	12.3	9.4	8.3	15.6	16.1
多良間島	9.0	9.0	7.8	9.3	10.3
吉野海岸	8.9	8.0	12.2	7.6	7.1
宮古島市熱帯植物園	6.5	3.7	5.4	7.1	9.7
保良川ビーチ	6.4	5.3	6.7	6.2	7.1
大神島	3.5	3.7	3.9	3.3	2.9
宮古島市伝統工芸品センター	2.5	1.7	2.0	2.9	3.7
宮古島市総合博物館	2.4	1.7	2.4	2.5	3.2
水納島	0.6	0.9	0.4	0.7	0.8
その他	5.4	7.1	5.8	4.1	5.1

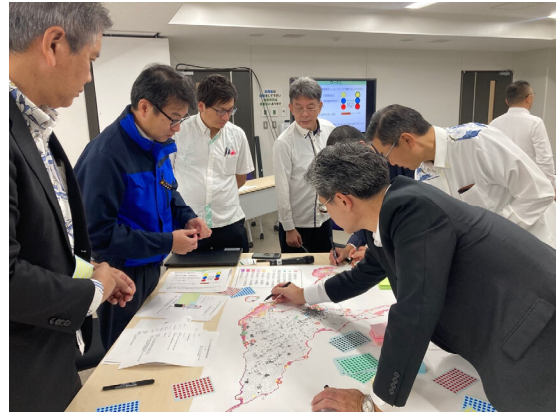
出典：令和元年度観光統計実態調査

③宮古圏域における観光客の動向(観光危機管理計画策定・検討委員会の意見などより)

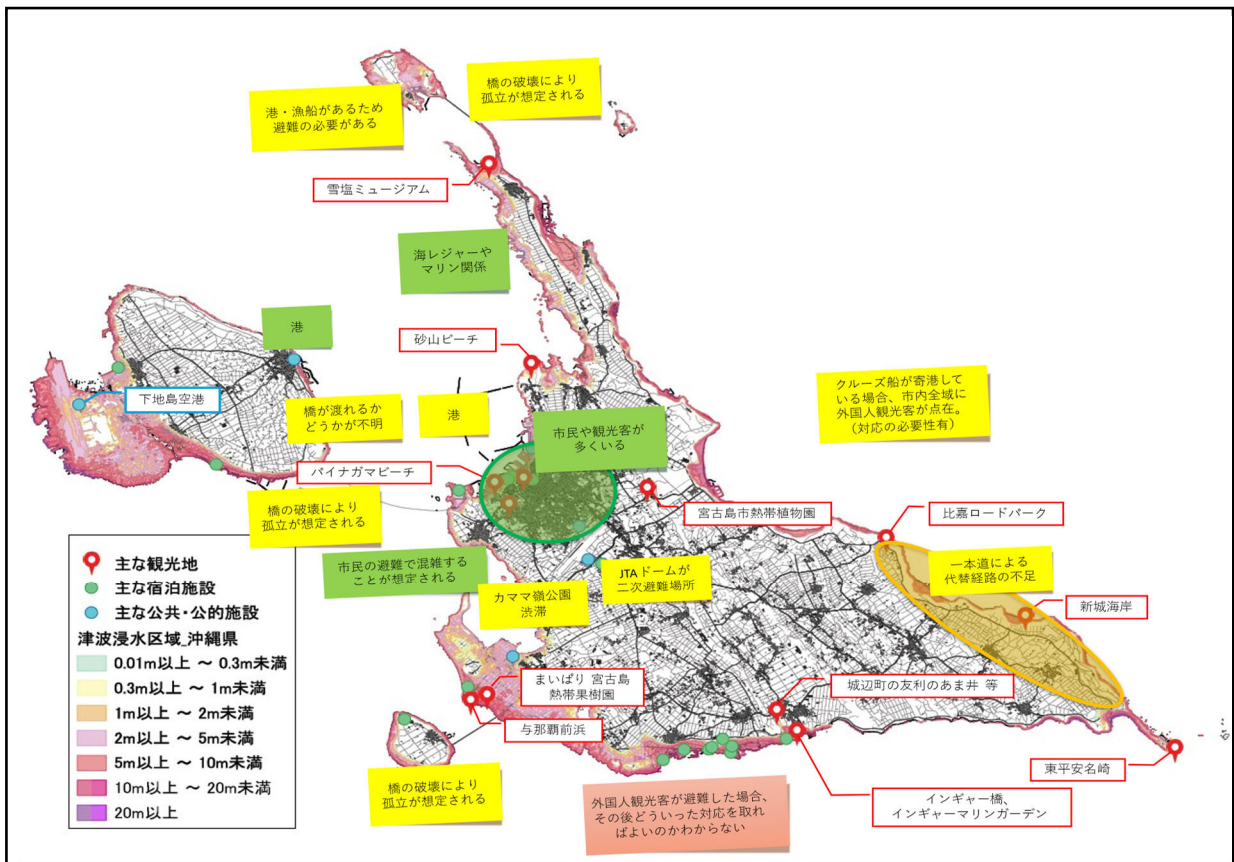
本計画を策定するために開催した「宮古島市観光危機管理計画策定委員会」、「宮古島市観光危機管理計画検討委員会」において、市内の観光事業者、関係機関等から、観光客の動向について情報提供がありました。観光危機管理上、留意が必要な事項として以下に整理します。

観光客の滞在場所の全般的傾向については、

- 昼間は、ビーチや離島の観光スポットなど、縁辺部を含めて市内各地に分散しています。
- 夕刻は、スーパーマーケットが混雑し、夜間は平良地区の中心市街地にある商業施設や飲食店に集中する傾向にあります。平良地区の中心市街地は、観光客だけでなく市民も集まる場所となっています。
- 通り池や八重干瀬ではダイビングなどで海中での活動を楽しむ観光客がいます。
- クルーズ船寄港の際は、市内全域に外国人観光客が分散して滞在しています。



宮古島市における観光危機管理上の特徴(課題)【地震・津波の場合】



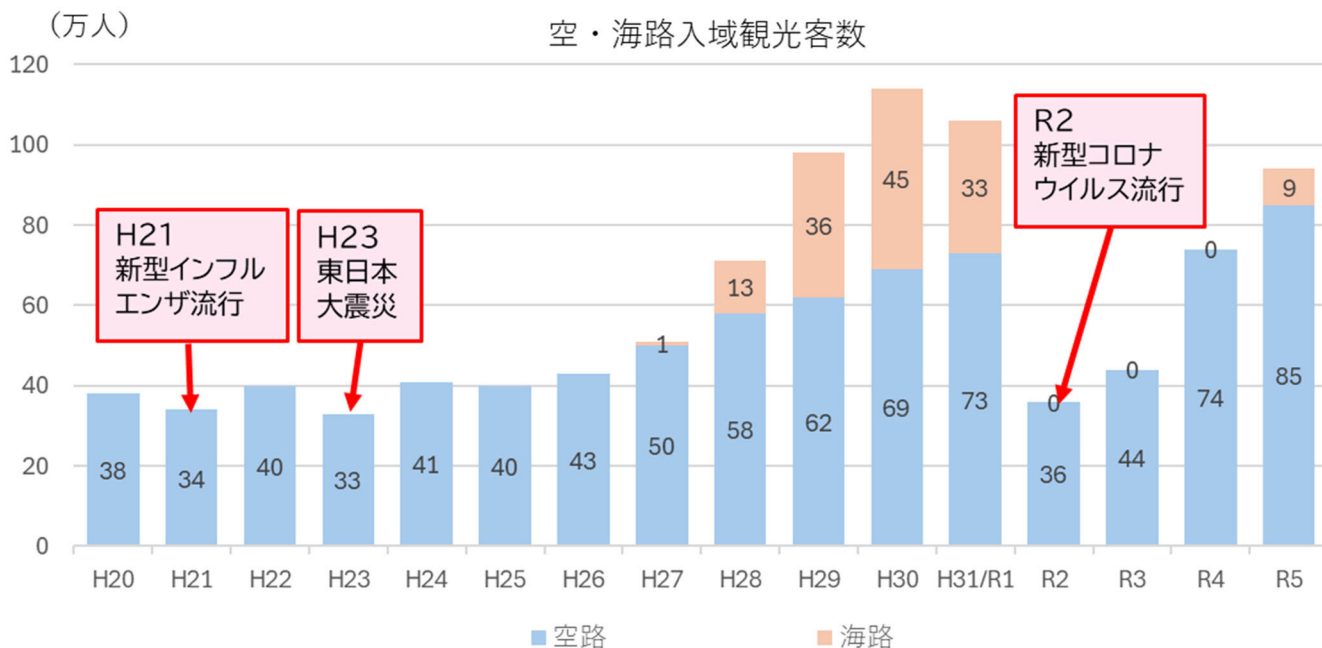
6 主な災害・観光危機の発生動向

6-1 過去に発生した観光危機

平成 20（2008）年以降発生した観光危機として、特に令和 2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症により大きく観光客数が減少していることがわかります。

また、平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は、宮古島市外で発生した災害・危機によって、宮古島市の観光産業へも影響が及んでいることがわかります。

しかしながら、それらの観光危機が発生した後の入域観光客数はいずれも増加・回復しており、特に新型コロナウイルス流行後の令和 4（2022）年では前年の約 1.7 倍となっています。



出典：沖縄県 HP(宮古島市「入域観光客数について」)

6-2 過去に発生した大規模自然災害等

① 風水害

宮古島市は、毎年のように大型の台風が接近、通過しています。飛行機の欠航や空港の閉鎖等も発生しており、帰宅予定の観光客が延泊を余儀なくされる事態も発生しています。加えて物品の仕入れ・輸送が困難になることにより、スーパーの商品棚からモノが消えるなど住民にとってはもちろん、そこに滞在を余儀なくされた観光客にも多大な影響を及ぼします。

近年では、令和 5（2023）年台風6号が7月下旬から8月上旬の数日間にわたり、沖縄本島周辺に滞留しました。沖縄県内では航空便の欠航等により 30 万人以上の人々の移動に影響を与え、長期に渡る延泊を余儀なくされた観光客も多数発生しました。また停電や断水、建物の損壊等が発生し、観光客の予約キャンセル増大による利益喪失が発生しました。宮古島市においても、一部で停電や断水など観光事業者の営業へ影響が出ました。

② 地震・津波

宮古島市において最大の被害が発生したとされる地震・津波は、明和8（1771）年に発生した八重山地震とそれに伴う津波（明和大津波）により、宮古圏域で 2,548 人が亡くなったとされています。

また、昭和 35（1960）年に遠方のチリで発生した地震津波は、宮古島市において最大 181cm に達し、33 戸の床上浸水の被害が生じました。

近年では、令和 6（2024）年に4月に起きた台湾東部を震源とする地震により宮古島市にも津波警報が発表され、平良で 25 cm の津波を観測しました。人的および建物被害はなかったものの、市内に滞在していた多くの観光客がカママ嶺公園や総合体育館、气象台、未来創造センターに避難のため殺到しました。自動車で避難しようとする観光客により渋滞が発生しました。当時、平良港に停泊していた外航クルーズ船（乗客数数百名規模）については、上陸していた観光客は市内の緊急避難場所へ避難し、通関前の観光客は船内に戻るなどの行動が見られました。平良港にはさらに大型の外航クルーズ船が寄港し、数千名規模の乗客が下船、上陸する場合も多いことから、今後の課題として強く認識されました。

なお、国土交通省神戸運輸管理局が平成 30 年に取りまとめた「クルーズ客船停泊時における大規模災害発生を想定した訪日外国人旅行者の実効性のある避難誘導のあり方に関する調査報告書」では、クルーズ船寄港時の訪日外国人旅行者の災害対応について、

- ・海外クルーズ船社等は「寄港地における防災情報の提供等によって発生する乗客への責任に関して、自社のサービスレベル範囲内では担保することができないが防災への機運は高まっており陸側からの協力要請という形で連携を進めることが現実的である」
- ・自治体では「国や自治体による対応だけでは不十分であり、地元との協力が必要不可欠であること」
- ・国内主要港・港湾管理者は「訪日外国人観光客に対する防災対策はいまだ検討段階で、部門間の連携について検討課題となっている」

等が指摘されています。宮古島市においても、同指摘を踏まえるとともに、今回の津波警報発表時の一連の対応をふりかえり、関係者が連携していくことが重要です。

さらに、令和 6（2024）年 8 月には日向灘を震源とする地震の発生により、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を初めて発表し、南海トラフ地震対策推進地域に含まれる宮古島市もその情報対象となりました。当時、同推進地域に含まれる徳島県徳島市の「阿波おどり」や、高知県高知市の「よさこい祭り」では、来訪者等に対して避難の呼びかけや対策を講じたうえで催事を開催する等の工夫が行われました。宮古島市においても、日頃からの防災対応を確認し、観光産業を持続していくことが求められます。

7 想定する観光危機

宮古島市の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる事象については、『第2次沖縄県観光危機管理計画』の想定を基本に、『宮古島市地域防災計画』で想定する自然災害や宮古島市の地域特性を踏まえ、特に観光客に大きな影響を及ぼす恐れがある危機を対象に設定します。

本計画では、宮古島市が直面する事象の例を示すことで、観光危機に対する社会全体の認識を高めていきます。なお、『第2次宮古島市観光振興基本計画』において「観光の質の向上」を重視していることから、「宮古島市における観光の質の著しい低下」を設定しました。地震・津波等を直接原因とする甚大な人的被害や、全市レベルでの観光産業の停止には至らないまでも、風評被害等、観光ブランドへの悪影響を考慮しています。

本計画が対象とする観光危機

分類	観光危機の事象
自然災害・危機	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波 台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）
人為災害・危機	<ul style="list-style-type: none"> 大規模火災・林野火災 大規模停電・断水 広範囲な通信障害 大規模交通・航空機・船舶事故災害 不発弾等災害 武力攻撃、テロ、ハイジャック等
観光の質の著しい低下に伴う危機	<ul style="list-style-type: none"> 観光客が巻き込まれる事件・事故の増加 反社会的勢力関係者や、悪質な事業者等による営業行為が横行し、観光の質の低下や安全対策の軽視による事故の発生 反レスポンシブル・ツーリスト¹の入域による市民等の生活への悪影響や事業者とのトラブル発生 自然及び文化財等への落書きや破損、破壊滅失行為 SNS・報道等による風評被害
健康危機	<ul style="list-style-type: none"> 大規模食中毒の発生 感染症 有害生物の異常発生
環境危機	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染 ・ 海洋汚染 ・ 水質汚染 温暖化による豪雨、干ばつ ・ 不漁
県外・市外で発生した災害・危機	<ul style="list-style-type: none"> 県外・市外で発生した災害・危機 国外で発生した災害・危機 感染症の世界的な大流行 経済変動 外交摩擦 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）の発表

¹ 反レスポンシブル・ツーリストとは、地域の生活、文化、慣習等や自然環境負荷への配慮を欠く利己的な立ち振る舞いを行う、基本的マナーのない観光客を指します。

(参考)観光危機の具体的な例

■自然災害・危機

観光危機	具体的な例
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市内で最大震度7の揺れを観測 大津波警報が発表され、最短4分で影響開始、最大浸水深20m以上の津波を観測 観光関連施設等の倒壊、火災、流失被害が発生 観光客に相当の犠牲者が発生 空港及び港の被災、橋の通行止めにより、市内に滞在していた観光客の帰宅困難、孤立 市外との物流、流通、救援活動の途絶 遠方を震源とする地震（大きな揺れを伴わない）による津波警報等の発表、津波の到達
台風・洪水・高潮 ・土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 台風が宮古島市に接近、通過し、数日間暴風域内に入る 暴風雨の継続による空路、海路の運休、施設の休業 早期帰宅を望む観光客による混乱 風害による建造物等の倒壊

■人為災害・危機

観光危機	具体的な例
大規模火災 林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から観光客の来訪が多い市街地での火災延焼 観光施設や宿泊施設等の大規模集客施設での火災 空気の乾燥、火の不始末等による火災発生 消火活動の難航による長期間の火災継続
大規模停電	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な停電による観光施設の休業、機能支障 交通機関の運行停止
通信障害	<ul style="list-style-type: none"> 通信施設での事故等による市内での通信障害
断水	<ul style="list-style-type: none"> 観光地等における人為事故等による大規模断水
大規模交通・航空機・ 船舶事故災害	<ul style="list-style-type: none"> 道路の寸断による観光地や観光施設の孤立 航空機および船舶事故の発生による長期間にわたる滑走路および港の使用不可 港および航空機による物資輸送の停滞
不発弾等災害	<ul style="list-style-type: none"> 不発弾の爆発による観光施設、市街地の被害
武力攻撃、テロ、 ハイジャック等	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地や市内で開催される大型イベント等、多くの人々が集まる場面での爆発、危険物、立てこもり等凶悪犯罪の発生 飲食物への毒物の混入、毒ガスの散布等のテロ行為 空港等におけるハイジャック事件の発生

■観光の質の著しい低下に伴う危機

観光危機	具体的な例
観光客が巻き込まれる 事件・事故の増加	<ul style="list-style-type: none"> 観光客が運転するレンタカーに関係する事故の多発（軽微な事故含む） 観光客が乗車する貸切バス等に関係する事故 ダイビングや海水浴場等での観光客の水難事故 ハブクラゲ等危険生物による被害 観光客が巻き込まれる／起こす犯罪
反社会的勢力関係者 や悪質な事業者等の 営業行為を原因とする 観光の質の低下、 安全対策の軽視による 事故の発生	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な客引き、法外な価格設定、許認可・届け出のない営業下でのトラブル時の悪質対応 反社会的勢力関係者同士の抗争による不安
反レスポンスブル・ ツーリストの入域による 市民等の生活への悪 影響や事業者とのト ラブル発生	<ul style="list-style-type: none"> 地域の生活、文化、慣習等を軽視する、地域と共存しない低質な行動 自然環境負荷への配慮を欠く利己的な立ち振る舞い 路上喫煙、路上での飲酒、ゴミのポイ捨て、場面や場所に相応しくない公序良俗に反する服装での回遊、騒音、待ち行列への割り込み等の基本的マナーのない行動

自然及び文化財等への落書きや破損、破壊滅失行為	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物やサンゴの破壊、採取禁止生物等の不法採取 ・文化財等への落書きや破壊行為
SNS・報道等による風評被害	・観光客が受けた不快なサービス、体験等の情報がSNS等で拡散されることによる、観光全般への風評被害

健康危機

観光危機	具体的な例
大規模食中毒の発生	・宿泊施設や飲食店等で飲食をした観光客の多くが食中毒の被害を訴える
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・国外・県外で感染者が確認され、空路・海路により、国内・県内に持ち込まれ、市内で市外への渡航歴のない市民等に感染が確認 ・全国的な旅行自粛による教育旅行を含めた旅行の中止・延期 ・観光客の市内での感染及び市内の観光関連事業従事者に感染が確認され、観光サービスが低下 ・市民等が発生源となり、渡航制限等市全体が外部から隔離される
有毒生物の異常発生	・有毒生物（感染症を媒介する蚊、ヒアリ等の強毒性の外来種）の異常発生等

環境危機

観光危機	具体的な例
海洋汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油ボール、コールタールの漂着による海岸汚染 ・タンカー船等の事故による重油の流出、沿岸部への漂着 ・マングローブ等の自然環境の喪失。海岸付近に生息する野生動物に影響が発生。海洋生物の減少 ・マリンスポーツ施設等の長期閉鎖（海水浴やダイビング、釣り等へ影響） ・大量の漂着ゴミ等による海岸汚染での観光満足度の低下 ・赤土の流出 ・上記事象によるイメージダウン
水質汚染	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚染による飲料水基準の低下 ・沿岸部の海水の透明度の低下
大気汚染	・黄砂、PM2.5の飛来による大気汚染の発生とそれに伴う観光客の外出自粛
温暖化による豪雨、干ばつ	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化が進行し、極端な集中豪雨や干ばつ等の発生 ・少雨の長期間継続による給水減圧、給水制限、断水
不漁	・近海の不漁による水産の減少

県外・市外で発生した災害・危機

観光危機	具体的な例
県外・市外で発生した災害・危機	<ul style="list-style-type: none"> ・市内と結ばれる県外・市外の空港・港湾が被災・使用不可となり、多くの航空便・船便が欠航 ・沖縄本島やその他の離島での災害被害等がことさら大きく報道されることにより、沖縄での旅行中の安全に対する不正確な情報が拡大し、宮古圏域への観光客の予約キャンセルや旅行延期の発生
国外で発生した災害・危機	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生 ・近隣諸国での軍事行動 ・近隣諸国での原発事故 ・近隣諸国で鳥インフルエンザや口蹄疫、狂牛病等の発生 ・在沖米軍基地の警備・警戒等の状況がことさら大きく報道されることにより、沖縄での旅行中の安全に対する不正確な情報が拡大し、宮古圏域への観光客の予約キャンセルや旅行延期の発生
感染症の世界的な大流行	・感染症の世界的な大流行による入国制限
経済変動	<ul style="list-style-type: none"> ・為替レートの急激な変動や円高による観光消費額の低下 ・金利の変動、物価の変動による入域観光客数の減少、観光事業従事者の不足・失業
外交摩擦	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣諸国との外交摩擦 ・周辺海域での摩擦及び衝突（おそれを含む。） ・周辺海域での軍事訓練、軍事行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意、巨大地震警戒）の発表	<ul style="list-style-type: none">• 日本への旅行の安全に対する不安から海外からの旅行者の予約キャンセルや旅行延期の発生。宮古島市へ移動する旅行者からの問い合わせの殺到。• 観光施設等でのむやみな休業• 無用な買い占め等による物資の不足
-------------------------------	---

第1章 観光危機管理の取組体制

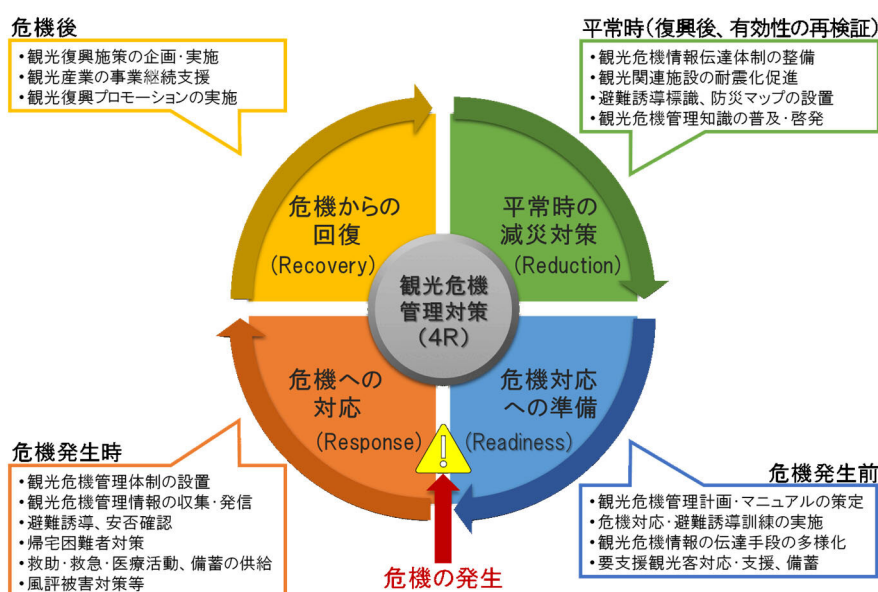
1 観光危機管理の基本方針

観光危機管理対策は、一般的な自然災害に対する防災対策等と同様に、「危機発生前からの日頃からの対策」、「危機発生時の迅速な対応」、「危機発生後の早期回復」等の場面別に取り組むべきことが異なります。

本計画では、『第2次沖縄県観光危機管理計画』と整合し、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）を設定します。

それぞれの段階において、行政、観光関連団体・観光事業者、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。

観光危機管理対策の段階別取組イメージ



平常時の減災対策 (Reduction)	観光危機による影響を低減するため、危機に強く世界から選ばれる魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりを目指し、多言語対応の避難誘導標識等の設置、安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発等の施策を推進します。
危機対応への準備 (Readiness)	観光客の安全確保や観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等及びマニュアルの策定促進、地域全体で取り組む危機対応・避難誘導訓練の定期的な実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進します。
危機への対応 (Response)	観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進します。
危機からの回復 (Recovery)	観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援、需要喚起策等の施策を推進します。

2 各関係者による取組体制

観光危機管理体制は、対応する危機の種類や時間的経過により変化し、段階に応じた対応を行える体制とする必要があります。ここでは、各関係者が連携した観光危機管理体制の考え方を示します。

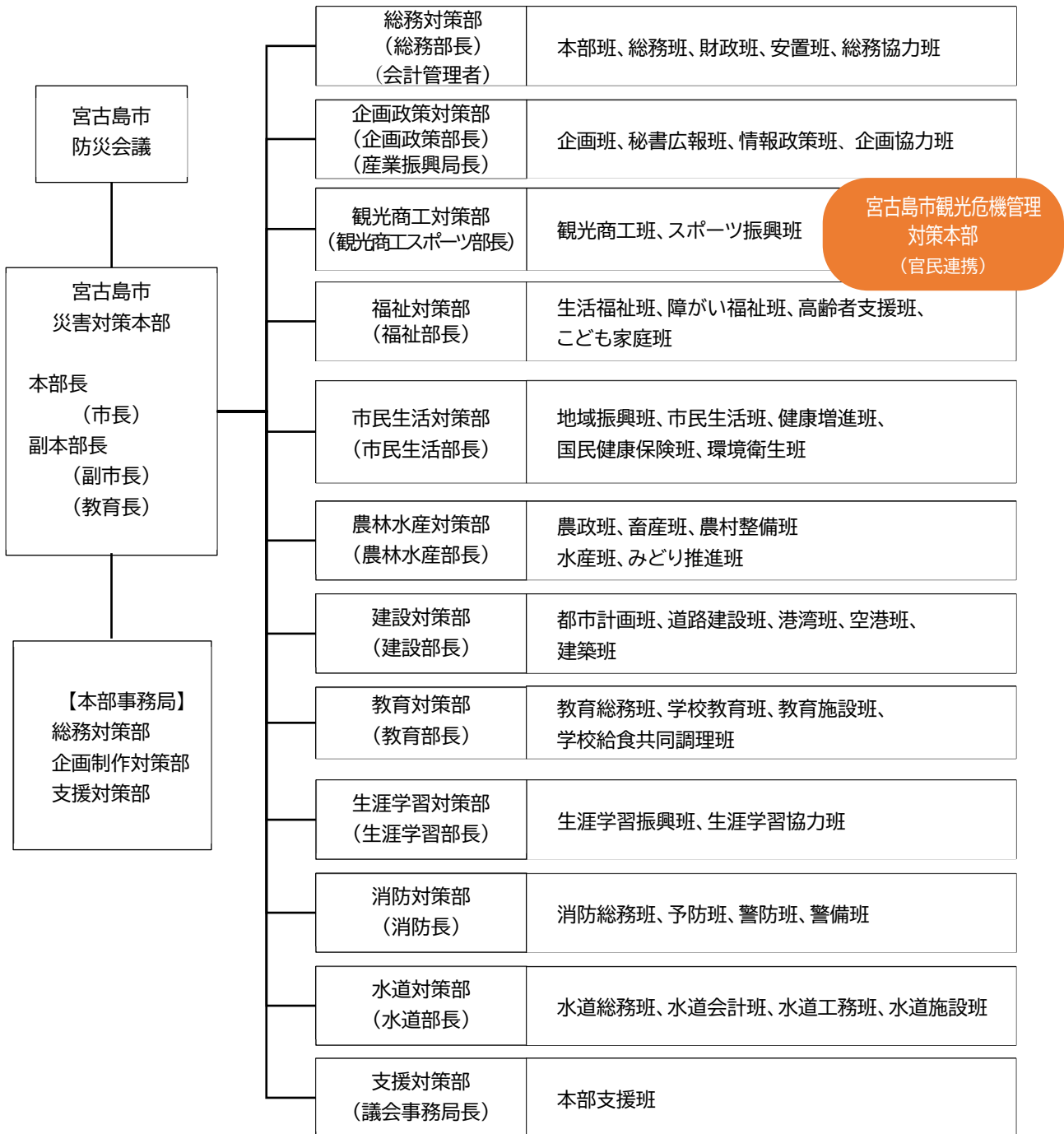
2-1 宮古島の体制

宮古島市では、大規模自然災害発生時には『宮古島市地域防災計画』に基づく「宮古島市災害対策本部」や、大規模な国民保護事案発生時には『宮古島市国民保護計画』に基づく「宮古島市国民保護対策本部」等、市民の生命・財産を守るための体制が設置されます。

これらの観光危機発生時点では、市内には多くの観光客が滞在しており、被害だけでなくその後様々な混乱が発生することが見込まれることから、観光商工対策部の下、官民連携による「宮古島市観光危機管理対策本部」を設置します。

また、市外・県外等での観光危機が発生したものの、市内の市民等に直接的な人的被害が及ばない等、「宮古島市災害対策本部」等の設置には至らない場合でも、観光客の帰宅支援や観光産業の維持が必要となる場面が想定されます。その場合においては、「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」（後述）での協議及び庁内での手続きを経て市長の指示の下、「宮古島市観光危機管理対策本部」を単独で設置します。

■宮古島市災害対策本部と宮古島市観光危機管理対策本部の関係



2-2 観光事業者・観光関連団体の体制

観光事業者及び観光関連団体は、観光危機への意識を持ち、それぞれの組織における体制（例：株式会社〇〇観光危機管理本部）の構築に努めると共に、来訪中の観光客の安全確保やその後の滞在・帰宅支援、施設等の被害把握、事業継続等の対応に努めます。

その上で、観光関連団体等を通じて観光事業者同士、「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」や「宮古島市観光危機管理対策本部」との間で、被害発生状況、観光客の安否等の情報を伝達、共有できるように人員、連絡手段を確保します。

これらの体制の設置や運用の基準については、「宮古島市観光危機管理対策本部」の設置状況や「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」からの連絡状況と整合させつつ、観光事業者及び観光関連団体それぞれの本部等において明確化します。

2-3 防災関係機関の体制

防災関係機関は、それぞれの機関ごとに決められた体制が構築され、所管する施設等の被害確認や避難誘導、情報発信等の様々な対応が行われますが、市民等だけでなく、市民等と行動特性が異なる観光客についても考慮・対応に努めます。

また、「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」や「宮古島市観光危機管理対策本部」との間で、被害発生状況、観光客の安否等の情報を伝達、共有できるような運用に努めます。

2-4 市民

一人の市民として、災害や観光危機の発生時には、観光客をはじめその場に居合わせた人々を守る基本的な行動を担います。「津波が来るぞ、〇〇公園の高台へ逃げ！」、「（行き場を失った観光客が身を寄せる）避難所は〇〇の角を曲がったところにあるよ」、「危機が去るまで安全な我が家へ一時的に避難してもいいよ」、「着替えは、近所の〇〇で買えるよ」といった声かけや、観光客が求める情報の提供等、個々がそれぞれできる範囲の助け合いを行います。

3 宮古島市観光危機管理プラットフォーム

観光危機管理においては、観光客の安否確認や滞在場所の確認・物資提供や帰宅支援等、様々な状況において、県や国、関係団体のほか、観光事業者（特に宿泊事業者、交通事業者）との連携が重要です。

観光事業者や関係機関との連絡体制を平常時から確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れることを目的に「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」を設置します。

構成員は、宮古島市のほか、観光関連団体、観光事業者、公共機関等から選任し、連携先の確認、緊急連絡網を構築、諸課題の対応方針を協議することを想定しています。

「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」は、令和7年11月に第1回会議を開催し、今後も構成員を随時見直しながら活動を進めていきます。

■宮古島市観光危機管理プラットフォーム構成員一覧(随時見直し)

宿泊事業者
レンタカー事業者
バス事業者
航空・空港事業者
宮古島観光協会
宮古島市
その他関係団体

※「宮古島市観光危機管理プラットフォーム設置要綱」をもって活動するものとし、事務局は、宮古島市観光商工課に設置する。

※防災関係機関の多くは、観光危機(大規模自然災害等)発生時には、所管施設の被害確認や復旧、現場での救助活動等の応急対策活動に従事する必要があり、同時に設置される「宮古島市災害対策本部」との連携が強く、「宮古島市観光危機管理対策本部」には、情報共有・連携の役割で遠隔で参画する。

第2章 観光危機管理の対策・対応

1 平常時の減災対策

観光危機には、自然災害のように発生自体を防ぐことができない事象も含まれますが、日頃から対策を講じることで、危機が発生した際に被害や影響を軽減することができます。ここでは、官民挙げて当面取り組むことを整理します。

取組の方向性	具体的な取組
観光危機の知識や基本行動の周知・啓発	<p>宮古島市において、大規模地震・津波や風水害、人為的な事故・災害が起こりうること等の知識や、「このあたりは、津波浸水のリスクが高い地域である」、「強い揺れを感じたら、直ちに安全な場所に避難する」、「大雨警報が発表されたら早めに安全な建物に入り外出しない」等の危機ごとに身を守る基本的な行動を観光客に啓発し、観光事業者等もその前提となる知識学習を行う。</p> <p>【具体策】</p> <p><実施主体：市・関係機関・観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家講演会等による観光危機管理の知識学習 ・各主体等が実施する防災訓練等での観光客対応訓練の実施 <p><実施主体：市・観光関係団体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の来訪時の利用を想定した、多言語やピクトグラムを用いた安全カード（観光施設等での配布）、防災アプリ（防災情報アプリ「ハザードン」）のインストールの啓発、ポスター（観光施設等での掲示）、映像（航空機、船舶、外航クルーズ船での上陸前上映）の作成 <p><実施主体：観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全カード、ポスター、映像を用いた観光客への説明（例えば、宿泊施設チェックイン時に周辺の津波避難場所の説明実施、観光施設入場時の非常口場所説明、バス車内でのポスター掲示、外航クルーズ船の上陸前のアナウンス、レンタカー貸出時の交通事故注意喚起等） ・佐和田の浜等に分布する津波石の訪問、通り池の言い伝え等、宮古島の歴史防災の観光メニューの開発、それを通じた観光客への防災教育

防災情報アプリ「ハザードン」の周知資料
 (県内他自治体でも同アプリが活用されている)



取組の方向性	具体的な取組
<p>観光危機そのものの発生を抑止、被害の軽減のための安全対策の実施</p>	<p>観光危機時に被害や影響を軽減できるよう補強や改良等を行う。</p> <p>【具体策】</p> <p><実施主体：市、観光事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等の耐震化、防災行政無線のスピーカーや防災・防犯カメラの充実 ・地震等で崩壊の恐れのある施設や避難経路の壁やブロック塀の確認・修繕 <p><実施主体：市、関係機関、観光事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の管理、点検の実施 <p><実施主体：観光事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者の中核機能（本社や運行指令事務所、車庫等）、観光施設のスタッフの事務所（防災センター等）の耐震化、備蓄物資の保管を含めた高層階への設置 ・セキュリティの設置、防災・防犯カメラの充実 ・公共マナーの啓発ポスターの作成 ・レンタカーへのドライブレコーダーの設置
<p>避難誘導標識、海拔表示、危険箇所表示等の現場の施設整備</p>	<p>観光客の多様性（文化背景や言語、知識・経験の違い、身体・同伴者等の行動制約、性差等）によらず、その場に居合わせる人々を守る観点で誰でもわかる現場標識等を多言語、ピクトグラムを用いてさらに充実させる。</p> <p>【具体策】</p> <p><実施主体：市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や観光施設の入口付近等に、観光客の利用を想定した防災案内地図の増設 <p><実施主体：市・関係機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域、遊泳危険等の危険箇所の表示 <p><実施主体：市・観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難経路標識の充実 <p><実施主体：観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等内での危険事項の表示の改良（例えばプールや海水浴場での注意事項表示等の多言語、ピクトグラム化、バス車内でのハザードマップ掲示） <p><実施主体：観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライバー向けの地図、旅行ガイドマップ等日常使いの観光客向けマップ、情報誌等への観光危機管理時の行動や危険箇所の表示

2 危機対応への準備

観光危機が発生した際には、観光客への避難誘導（観光事業者らも自ら避難）、観光客の帰宅支援等を行います。その手順や対策を予め検討する等、危機対応が円滑にできるための取組について、官民挙げて当面取り組むべきことを整理します。

取組の方向性	具体的な取組
観光危機管理に関連する計画、マニュアルの作成	<p>観光危機管理に関連する市、関係機関、すべての観光関連団体、観光事業者において、本計画と整合した危機対応の計画、マニュアル等を策定し、今後不断の見直しを継続する。</p> <p>【具体策】</p> <p>＜実施主体：市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 『宮古島市地域防災計画』、『宮古島市国民保護計画』等の市の関連計画での、観光客対策関係の修正、本計画との整合 <p>＜実施主体：関係機関＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の防災業務計画、国民保護業務計画等の危機対応計画における、観光客対策関係についての本計画との整合 <p>＜実施主体：観光関係団体・観光事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞在者の安全確保や避難誘導、帰宅支援、施設の被害確認や復旧方法、事業再開の手順等についてまとめるとともに、「宮古島市観光危機管理対策本部」、「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」等との連携についても整合した危機対応マニュアルや事業継続計画の策定 特に観光施設、宿泊施設においては、周辺地域を含んだ避難経路、避難誘導方法の構築
宮古島市観光危機管理プラットフォームの充実・強化	<p>本計画を通じて構築した「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」において平常時からコミュニケーションを高め、観光危機時の実効性を高める。</p> <p>【具体策】</p> <p>＜実施主体：市・宮古島市観光危機管理プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォーム定例会の開催（顔の見える関係づくり・観光危機管理の知識や観光危機時の手順学習等） 各種訓練等において観光客を対象、想定した内容とする際、宮古島市観光危機管理対策本部や宮古島市観光危機管理プラットフォームについても実装化
要支援観光客の安全確保体制の整備	<p>観光客の多様性（文化背景や言語、知識・経験の違い、身体・同伴者等の行動制約、性差等）によらず、その場に居合わせる人々を守る観点で体制、環境を整備する。</p> <p>【具体策】</p> <p>＜実施主体：市・観光事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 居場所がなく帰宅困難となった観光客に対して提供する、年齢、アレルギー、宗教等に配慮した備蓄食料の整備 緊急時における車両・船舶・航空機の燃料の確保策整備 外国語や手話等の通訳ボランティアの確保、活動環境整備 多言語やピクトグラムを用いた日頃から使用できる標識やサイン等の整備、マップやパンフレット等の作成

取組の方向性	具体的な取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の多様性に配慮した情報伝達ツール（例えば、ホワイトボード、筆談道具、翻訳アプリ、多言語対応マイク）の整備 ・高齢者・障がい者・乳幼児連れ・妊婦等行動制約を伴う観光客や迅速な移動が難しい団体行動の観光客に対して、観光危機時に的確な判断・行動ができるための方策の検討（車両の使用、主に市民等の利用を想定して設置した福祉避難所等の利用可能性の検討、福祉事業者に対する協力要請）
情報伝達体制の整備	<p>観光危機時に観光客に対しても避難指示や帰宅支援等の情報提供が確実にできるよう体制を整備する。</p> <p>【具体策】</p> <p>＜実施主体：市・関係機関＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急速報メール等による市民等向けだけでなく観光客向けの情報伝達（例えば、空港及び港湾の運航見通し、稼働している宿泊施設の情報、救援物資の配布情報等） <p>＜実施主体：市・宮古島市観光危機管理プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市観光危機管理プラットフォームの構成員どうしの情報伝達手段の整備（例えば、担当者同士の携帯電話番号や通信アプリ等の連絡網、防災行政無線やその他通信手段の事前の取り決めや配備等） ・各種訓練等での宮古島市観光危機管理プラットフォームによる訓練の実施 <p>＜実施主体：市・観光事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi等の無線LAN設置箇所のさらなる拡大 <p>＜実施主体：観光関係団体＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関係団体と各観光事業者の日頃からのコミュニケーション、情報伝達手段の確認（例えば、担当者同士の携帯電話番号や通信アプリ等の連絡網） <p>＜実施主体：観光関係団体・観光事業者等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市における、例えば業種ごとの観光関係団体の組織化・実効化（危機発生後の安否確認や被害状況等を業種ごとに集約する等） <p>＜実施主体：観光事業者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボードや情報ディスプレイ（観光危機時の掲示板）のさらなる設置
観光危機管理に関連する訓練の実施	<p>本計画を通じて構築した「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」や観光危機管理に関連する市・関係機関・観光関連団体・観光事業者の危機対応の計画に基づき、各種訓練等の一部分として観光危機時を想定した訓練を実施し、対応の手順の習熟・確認のほか、関係者間の連携のあり方を検証し、状況に応じて改善を行う。</p> <p>【具体策】</p> <p>＜実施主体：市・宮古島市観光危機管理プラットフォーム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市観光危機管理対策本部の設置、情報伝達・共有の図上訓練 ・帰宅支援の優先順位等、観光危機管理の4Rの不断の見直し <p>＜実施主体：市・観光事業者等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行き場のない観光客（役）を指定緊急避難場所や収容避難所等、空港へ誘導（バス輸送等）することや、救援物資の配布、空港での搭

取組の方向性	具体的な取組
	<p>乗手続き等、現場での手順を確認・検証し、不足する対応資機材、誘導體制、あらかじめ決めておくべき手順等を再確認する実動訓練 <実施主体：観光関連団体・観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光関連団体が個々の観光事業者に連絡を取り、観光客の安否確認を行い、集約作業を行う訓練 <p><実施主体：観光事業者等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設等での観光危機発生時の観光客の安全確保、避難誘導、初期消火、応急救護等の初動対応訓練

3 危機への対応

3-1 段階別危機への対応

観光危機管理を担う実施主体別に、取組の大枠と「宮古島市災害対策本部」や「宮古島市観光危機管理対策本部」、「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」で連携すべきことを時点・段階別に示します。また、ここに記載しきれない主体については、宮古島市観光危機管理プラットフォームと連携し状況に応じた対応を実施します。

①突発的な発生の観光危機の場合(地震・津波等、緊急避難を要する観光危機)

■宮古島市(宮古島市災害対策本部及び宮古島市観光危機管理対策本部)

※観光客への対応と同時に市民等への対応についても並行して進める対応を併記

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階 緊急地震速報 津波警報等	職員の安全確保	・地震の揺れから身を守る
	避難指示等の発令 避難誘導	・「避難指示等判断・伝達マニュアル」に沿い、避難指示等を発令し、様々な方法で周知、実践する ・民間施設等の津波避難ビルに対して津波避難場所の開設を要請する
	庁舎等の安全確認	・今後の各種災害対応のために庁舎等の安全確認、使用可否を確認する
	宮古島市災害対策本部の設置、職員の参集	・『宮古島市地域防災計画』に沿い、宮古島市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する ・配備体制に沿い、職員は参集するが、地震発生時の居場所での安全行動（沿岸部からの避難、倒壊家屋等での救助等）を優先する
	被害情報等の収集	・市自らのほか、消防等の関係機関を通じて対応状況、被害状況等の情報収集し、当面の対応方針を検討する ・宮古島市観光危機管理プラットフォーム、観光事業者等へ自らの安全確保、観光客の避難誘導等を防災行政無線等の予め定めた通信方法を用いて要請する。
安否を確認する段階 津波警報等解除	宮古島市観光危機管理対策本部の設置	・本計画に沿い、主に観光客の安全確保や帰宅支援、観光産業を守ることを目的に、災害対策本部長（市長）の指示により宮古島市観光危機管理対策本部を設置する ・宮古島市観光危機管理対策本部の要員は宮古島市観光商工課、宮古島市観光協会で構成し、庁舎内へ参集する ・観光危機管理に係る連絡・調整が円滑に進められるよう、県、沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）にも同様の対応を求める
	避難所等の開設	・住まいを失った市民等の避難生活に備え、避難所を開設する。行き場を失った観光客についても同様の避難所等*へ避難誘導する ※令和6年4月3日の津波警報発表時は、JTA ドーム宮古島を活用

時点・段階	行動	取組概要
	宮古島市観光危機本部での情報収集	<ul style="list-style-type: none"> • 宮古島市観光危機管理対策本部での情報伝達を開始する。必要な場合は、宮古島市観光危機管理プラットフォーム、関係機関及び各観光事業者等は情報連絡員を派遣する • 観光事業者、関係機関からの報告をもとに、観光客の人数、安否、現状の課題等を把握し、当面の対応を検討する <ul style="list-style-type: none"> ア) 観光事業者の観光施設等の被害状況 <ul style="list-style-type: none"> • 観光事業者との連絡可否 • 観光事業者の対応状況（自社内対策本部設置等） • 使用可否（例えば「駐車場は使用不可」等） • 使用可能条件（例えば「停電のため日中のみ」等） • 復旧見通し（例えば、「調査中」、「1か月程度」等） イ) 観光客の安否情報 <ul style="list-style-type: none"> • 滞在場所を確保できている人数 • 居場所を失った人数 • 安否（負傷状況、同行者の状況、行方不明 • 死者のうち観光客の状況等） • 現状の課題（水・食糧等の物資支援等、配慮が必要な点等） ウ) 安否が確認できた観光客の個人情報 <ul style="list-style-type: none"> • 氏名 • 住所 • 本人・家族の連絡先 • 今後の行動予定 • 今後の課題（旅券・査証の有効期限切れ等）等
	避難者への支援 観光客への支援	<ul style="list-style-type: none"> • 住まいを失った市民等の避難生活のため、指定避難所において、生活環境整備や救援物資供給、応急救護・健康確認、生活相談等を実施の支援を行う • 各避難所に滞在する観光客に対して、安否や今後の行動予定等を把握する • 各避難所の収容力を超過した観光客の新たな滞在場所の確保・調整を行う • 協定を締結した民間事業者への支援要請 • 宿泊事業者への客室・宴会場等への受け入れ要請
	観光客の支援の 当面の方針の検討	<ul style="list-style-type: none"> • 宮古島市観光危機管理対策本部において、観光客の支援の当面の方針を協議する • 早期の帰宅支援、当面の滞在支援のいずれか • 観光の再開の方針等
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> • 被害状況や無事に関する情報を、ホームページ等を通じて発信する
	今後の観光客支援の 下準備	<ul style="list-style-type: none"> • 観光客に今後必要な支援を検討し、宮古島市観光危機管理対策本部で調整を開始する

時点・段階	行動	取組概要
		ア) 毛布等の物資のさらなる対応 イ) 外国語通訳等支援者の追加 ウ) 宮古島市観光危機管理対策本部等が作成した「帰宅支援の集約情報サイト」等の開始 エ) 観光客向け生活支援市内移動手段の確保や運用方法の検討（例えばバス、待機場所、便数等） オ) 帰宅のための航空機（救援機）の利用希望受付・調整
帰宅支援段階 空港再開情報	市外への航空機の利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搭乗希望者の受付・調整 ・ 実施方法の周知 ・ 希望受付と調整・手続き
	市内の移動手段の確保・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各指定避難所に滞在している観光客を JTA ドーム宮古島等のまとまった場所一度集約するため、貸切バス等を手配する <p>※集約の方法、時期については、被害状況等によって適切に判断される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集約した観光客を宮古島市観光危機管理対策本部にて予め定めた優先順を基準に空港へ移動させ帰宅させる

■宮古島市観光協会

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階 緊急地震速報 津波警報等	職員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震の揺れから身を守る ・ 市役所下地庁舎上階への津波避難を行う ・ 避難中は周辺の人々にも避難の呼びかけを行う
津波警報等解除 安否を確認する段階	通信機器の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波が到達しなかった等、事務所が壊滅的な被害を免れた場合には事務所において、市役所、会員事業者との情報伝達の可否を確認する
	市役所への避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波が到達し、事務所一帯に被害が生じるなど、事業継続が困難な際は市役所本庁舎へ避難（機能移転）する
	宮古島市観光危機管理対策本部への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古島市役所に設置される宮古島市観光危機管理対策本部に職員が参集する
	宮古島市観光危機管理対策本部での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古島市観光危機管理対策本部の要員として、共同で観光事業者、関係機関からの報告をもとに、観光客の人数、安否、現状の課題等を把握し、当面の対応を検討する ・ 観光客の支援の当面の方針を協議する

		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況や無事に関する情報を、ホームページ等を通じて発信する
帰宅支援段階 空港再開情報	宮古島市観光危機管理対策本部での帰宅支援の調整	<ul style="list-style-type: none"> 各指定避難所に滞在している観光客をJTAドーム宮古島等のまとまった場所一度集約するため、貸切バス等を手配する 搭乗希望者の受付・調整、実施状況の周知を行う

■宿泊事業者

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階	社員・付近の滞在者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 地震から身を守る行動を実施し、社員自らの身の安全を確保し、身の回りの滞行者にも姿勢を低くし頭部を守る等の指示をする
緊急地震速報	館内滞在客の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> 館内の宿泊客の安全を確認する
津波警報等	施設の安全確認	【施設が指定緊急避難場所として指定されている場合】 <ul style="list-style-type: none"> 地震による被害の有無を確認し、避難者の受け入れが可能かを判断する
	避難の呼びかけ・避難誘導の実施	<ul style="list-style-type: none"> 館内滞行者及びマリインレジャー中の観光客へ避難の呼びかけを行う 近隣の高台や津波避難ビル、高層階等、安全な避難先や避難経路を周知する 施設周辺での避難に際しても、近隣の高台や津波避難ビル、高層階等、安全な避難先や避難経路を周知する
	避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者名簿を携行し、早急に避難を実施する 宿泊者のうち、個人での避難が困難な方（高齢者、負傷者等）への避難支援を実施
津波警報等解除	社員等の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 社員及び従業員の家族の安否確認を行う
	宿泊客の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊者名簿をもとに、宿泊客の避難状況及び安否確認を実施する
安否を確認する段階	施設の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> 地震津波による建物の被害状況を確認 建物の被害状況のほか、電気・水道等のインフラの状況についても併せて確認を行う
	宮古島市宮古島市観光危機管理対策本部への参画（通信）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市役所に設置される宮古島市観光危機管理対策本部と連絡体制を確立する 宮古島市観光危機管理対策本部が収集した情報を自社へ伝達する 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	宿泊客及び帰宅困難者の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> 施設の状況を確認後、施設の利用が可能であれば、宮古島市観光危機管理対策本部へ受け入れ体制を報告する 余剰客室等の状況に応じ、宮古島市観光危機管理対策本部の協議・調整の上、帰宅困難者を宿泊客として受け入れを実施
	施設内空間の一次的な提供	<ul style="list-style-type: none"> 施設が利用可能である場合、ロビー等を開放し、一時的に避難者等の受け入れを実施

時点・段階	行動	取組概要
	体調不良者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良者や負傷者等を一時的に受け入れ、応急対応等を実施する
帰宅支援段階 空港再開情報	市内の被災状況等の確認、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理対策本部が集約している情報を用いて、宿泊客及び避難者に対して情報提供を行う <ul style="list-style-type: none"> 市内の被災状況 各種交通機関の運航・運行状況 航空機の搭乗の受付状況等 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する

■バス事業者

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階 緊急地震速報 津波警報等	社員・乗客の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 地震から身を守る行動を実施し、社員自らの身の安全を確保し、乗客にも姿勢を低くし頭部を守る等の指示をする
	社員の安否の確認	<ul style="list-style-type: none"> 社屋では、地震が収まったのち、早急に社内外の社員の安否確認を実施する 社外の社員は本社へ状況を報告する
	避難の実施	<ul style="list-style-type: none"> 運行中のバスについては、路肩に停車する、緊急措置として経路を変更する等により、近隣の高台等安全な避難先へ乗客を誘導する バス停でバスを待つ利用者を見かけた場合には、近隣の指定緊急避難場所等安全な避難先へ誘導する
	海岸から高台への避難	<ul style="list-style-type: none"> 海岸付近を運行中のバスで、徒歩での避難が間に合わないと思われる場合には運行可能な地点までバスを運行し、その後徒歩に切り替えて避難を行う
津波警報等解除 安否を確認する段階	状況・被害の確認	<ul style="list-style-type: none"> 社員、乗客、車両、通信、運行路線の道路状況を確認する 状況に応じて、避難所への誘導、救助の要請を行う
	宮古島市観光危機管理対策本部への参画（通信）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市役所に設置される宮古島市観光危機管理対策本部との連絡体制を確立する 宮古島市観光危機管理対策本部が収集した情報を自社へ伝達する 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	運行状況の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 運行状況、今後の運行再開の見通し等を、ホームページを通じて発信する バスターミナル、その他バス停等での乗客からの問い合わせには、ホームページ閲覧への誘導で対応する
帰宅支援段階	燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者を輸送するために必要となる燃料の確保を行う

時点・段階	行動	取組概要
空港再開情報	運行状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> 運行状況、今後の運行再開の見通し等を、ホームページを通じて発信する 宮古島市観光危機管理対策本部が集約している情報を用いて、問い合わせに対して情報提供を行う <ul style="list-style-type: none"> その他の交通機関の運行状況 当面の滞在用途の宿泊施設、避難場所等 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
空港再開情報	市内の移動手段の確保・提供	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理対策本部と連携し、各指定避難所に滞在している観光客の空港への帰宅移動のために貸切バスを運行する 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する

■航空事業者

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階	社員・空港内の利用客の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 地震から身を守る行動を実施し、社員自らの身の安全を確保し、ターミナル内の搭乗・降機旅客にも姿勢を低くし頭部を守る等の指示をする
緊急地震速報	社内体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な災害対応を実施するため、適切な災害対応体制を立ち上げる
津波警報等	駐機中の航空機の早期出発・避難	<ul style="list-style-type: none"> 津波の到達前に、駐機中の航空機を出発させ避難させる
	避難の実施（下地島空港）	<ul style="list-style-type: none"> 下地島空港においては、社員、ターミナル内の搭乗・降機旅客への避難誘導を行う その他の空港関係者にも避難の呼びかけを行う
津波警報等 解除	状況共有	<ul style="list-style-type: none"> 空港関係者間で被害状況や避難の実施状況について相互連絡による情報共有を行う
安否を 確認する段階	空港までのアクセス状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 社員の安否及び車両、道路の状況等を確認し、空港までの運行が可能かを確認する
	空港ターミナルの被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 空港ターミナルの状況について確認する
	滑走路の状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路の利用状況について確認する
	通信状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 電話や無線等の通信機器の使用可否について確認する
	管制システムの確認	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の運行状況を管理するためのシステムについて使用可能かを確認する
	電気系統の確認	<ul style="list-style-type: none"> 電気系統について使用可能かを確認する
	宮古島市観光危機管理対策本部への参画（通信）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市役所に設置される宮古島市観光危機管理対策本部との連絡体制を確立する 宮古島市観光危機管理対策本部が収集した情報を自社へ伝達する 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	居合わせた観光客への支援	<ul style="list-style-type: none"> 避難した搭乗・降機旅客が、その後の航空機の欠航により行き場を失った場合、宮古島市観光危機管理対策本部やバス事業者と連携し、各避

時点・段階	行動	取組概要
		<p>難所の開設状況や宿泊施設の稼働状況を情報提供する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
帰宅支援段階	出社可能な社員への出社指示	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対応により、業務量の増加が想定されるため、出社可能な社員へ出社の連絡を行う
空港再開情報	運航便の調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・航空便の再開や、市外からの救援物資や救援活動人員等をのせた救援機の着陸等の調整を行う ・自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	運航を支える施設・設備等の復旧（特に下地島空港）	<ul style="list-style-type: none"> ・被災した施設、設備等（たとえばトーイングカーの損壊等）の復旧を行うとともに、運航可能になるよう代替措置（たとえば駐機場所の変更等）を講じる
	燃料の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者を輸送するために必要となる燃料の確保を行う
	運行状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・運行状況、今後の運行再開の見通し等を、ホームページを通じて発信する ・宮古島市観光危機管理対策本部が集約している情報を用いて、乗客からの問い合わせに対して情報提供を行う <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内の被害状況 ➢ 交通機関の運行状況 ➢ 当面の滞在のための宿泊施設、避難場所等 ・自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	市外への航空機の利用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市災害対策本部、宮古島市観光危機管理対策本部の搭乗者依頼に基づき搭乗手続きを行う ・自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する

■レンタカー事業者

時点・段階	行動	取組概要
命を守る 緊急避難段階	店舗社員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地震から身を守る行動を実施し、社員自らの身の安全を確保する
緊急地震速報 津波警報等	避難の実施	<p>【店舗が沿岸部に立地している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンタカーの貸渡名簿等重要資料、資機材を携行し、近隣の高台や津波避難ビル、高層階等、安全な場所へ避難する
津波警報等解除	利用者の安全確認、情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタカーの貸渡名簿を用いて利用者の携帯電話へ安否確認を行う ・利用者の安否確認の際に可能であれば、道路等周辺の被害状況を情報収集する
安否を確認する段階	宮古島市観光危機管理対策本部への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市役所に設置される宮古島市観光危機管理対策本部との連絡体制を確立する ・宮古島市観光危機管理対策本部が収集した情報

時点・段階	行動	取組概要
	(通信)	<p>(道路の被害状況、車両の通行可否)を自社へ伝達する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
	レンタカー利用者からの問い合わせへの支援	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設の被害・閉鎖、道路被害等により行き場を失った利用者に対して、宮古島市観光危機管理対策本部と連携し、各避難所の開設状況や宿泊施設の稼働状況を情報提供する <p>※市内の観光施設等の立地特性から、情報提供の内容や方法によっては、観光客がレンタカーで一斉に移動して道路渋滞や駐車場混雑等の混乱を生むため十分注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する
帰宅支援段階 空港再開情報	営業状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> 店舗の状況、今後の再開の見通し等を、ホームページを通じて発信する 宮古島市観光危機管理対策本部が集約している情報を用いて、利用者からの問い合わせに対して情報提供を行う <ul style="list-style-type: none"> ➤ その他の交通機関の運行状況 ➤ 当面の滞在のための宿泊施設、避難場所等 自社での対応状況を宮古島市観光危機管理対策本部へ情報提供する

②発生が予見される観光危機の場合(風水害等、事前対応が可能な観光危機)

■宮古島市(宮古島市災害対策本部、宮古島市観光危機管理対策本部(宮古島市観光危機管理プラットフォーム))

※観光客への対応と同時に市民等への対応についても並行して進める対応を併記

時点・段階	行動	取組概要
台風接近の可能性 (台風接近3日前頃) の段階 ～災害への 心構えを高める～ ※気象台より台風に 関する気象情報等、 または、 早期注意情報 [中]・[高] の発表	台風接近情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島地方気象台(以下「気象台」という。)が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報を、市ホームページ等でも掲載し、市民等や今後入域する予定の観光客等に注意喚起する
	被害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部、消防団は、脆弱な家屋等の所有者・使用者に対し、屋根の飛散防止、窓ガラスの強化等の指導を行う
	今後の対応の準備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の台風接近による災害対応に備えた食糧等の確保、着替えの準備、携帯電話の充電等を行う 今後の災害対応に専念できるよう、自宅での被害の未然防止、家族との連絡方法等の再確認を行う
台風接近の3日前～ 1日前の段階 ～災害リスクの再確認・ 自らの安全確保を確認 ～ ※気象台より 強風注意報等 や 台風に関する 気象情報等の発表	配備体制の格上げ、 職員の参集	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市地域防災計画に沿い、配備体制を取り、雨量、風速、沿岸部の潮位等の確認等、警戒対策を実施する 今後警報級への切り替えが見込まれる場合に備えて、交通機関の停止、避難所の開設準備、避難指示の発令の可能性、夜間を迎える場合の注意事項等を確認する
	観光客への安全確保の要請	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォームに台風情報を連絡し、 <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者に対して安全な場所の確認、観光客への対応方法等の再確認 観光客への注意喚起(宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨) 観光事業者等のホームページ等を通じて、新たな訪問予定観光客に対する一時的な訪問延期の周知を要請する
台風による風雨が 強まる段階 ～普段の行動を見合わせ、 避難の準備を始め、 暴風が吹き荒れる前に 避難を完了しておく～ ※気象台より 暴風警報等 や 台風に関する気象情報の	宮古島市災害警戒本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市地域防災計画に沿い、配備体制を格上げして宮古島市災害警戒本部を設置し、雨量、風速、沿岸部の潮位等の確認等の継続のほか、要配慮者施設への連絡を行い、安全確保を指示する 高齢者等避難を発令する 消防、消防団は巡回活動を行い、屋外にいる市民等に安全確保を指示する要配慮者の避難を支援する
	避難場所の開設	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けに避難所を開設する 行き場のない観光客は、健康福祉センターへ案内する

時点・段階	行動	取組概要
発表	観光客への安全確保の要請（強化）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォームに台風情報を連絡し、 <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者に対して避難誘導の準備 観光客への自らの安全確保の指示（屋内からの外出自粛の依頼） 新たな入域観光客に対する訪問延期の要請の周知を要請する
台風が最接近し、暴風雨が続く段階 ～危険な場所から全員避難を済ませておく～ ※气象台より 土砂災害警戒情報、高潮警報等 の発表	宮古島市災害対策本部の設置 観光客への安全確保の要請（さらなる強化）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市地域防災計画に沿い、宮古島市災害対策本部を設置し、雨量、風速、沿岸部の潮位等の確認等の継続のほか、避難所の開設等を行う 避難指示を発令する 宮古島市観光危機管理プラットフォームに台風情報を連絡し、 <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者、観光客の安全確保の指示（屋外への外出自粛の依頼） 連絡手段の維持を要請する
高潮による浸水、土砂災害等の被害が発生する段階 ～何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保～ ※气象台より 大雨特別警報 の発表	宮古島市災害対策本部の活動	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市地域防災計画に沿い、宮古島市災害対策本部を設置し、雨量、風速、沿岸部の潮位等の確認等の継続のほか、避難所の開設等も継続する 緊急安全確保を発令する
	観光客への安全確保の要請（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォームに台風情報を連絡し、 <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者、観光客の安全確保の指示（屋外への外出自粛の依頼） 連絡手段の維持を要請する
警報等解除 後の段階 ※風雨は収まったが、被害が広範囲に発生している段階	宮古島市観光危機管理対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市災害対策本部が収集した被害情報において、 <ul style="list-style-type: none"> 死者や行方不明者が含まれていた場合 観光施設や観光事業者が立地する地域や観光客がよく利用する道路の被害、交通施設の被害が含まれていた場合には、観光客の安否確認や帰宅支援、その後の風評被害、観光業の再開に支障が生じることを想定し、宮古島市観光危機管理対策本部を設置する

※以降の行動については、「①突発的な発生 of 観光危機の場合（地震・津波等、緊急避難を要する観光危機）」に同じ

■宮古島市観光協会

時点・段階	行動	取組概要
台風接近の可能性 (台風接近3日前頃) の段階 ～災害への 心構えを高める～ ※気象台より 台風に関する気象情報、 または、 早期注意情報 [中]・[高] の発表	台風発生情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報を、ホームページ等でも掲載し、会員事業者や今後入域する予定の観光客等に注意喚起する
	今後の対応の準備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の台風接近による災害対応に備えた食糧等の確保、着替えの準備、携帯電話の充電等を行う
台風接近の3日前～ 1日前の段階 ～災害リスクの再確認・ 自らの安全確保を確認～ ※気象台より 強風注意報等 や 台風に関する 気象情報等の発表	観光客への安全確保の要請	<ul style="list-style-type: none"> 気象台からの台風情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> 会員事業者に対して安全な場所の確認、観光客への対応方法等の再確認の要請 観光客への注意喚起（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨） 新たな訪問予定観光客に対する一時的な訪問延期の周知を実施する 対応状況や会員事業者等との連絡の中で得られた情報等を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	今後の情報収集業務の準備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の暴風等により交通機関の停止や観光施設で被害が発生する可能性を想定し、交通機関の運行状況や宿泊施設の稼働状況を確認できるように準備を行う
台風による風雨が 強まる ～普段の行動を見合わせ、避難の準備を始め、暴風が吹き荒れる前に避難を完了しておく～ ※気象台より 暴風警報等 や 台風に関する 気象情報の発表	事務所の閉鎖・避難	<ul style="list-style-type: none"> 今後の暴風下での屋外避難行動を避けるため、事務所を閉鎖し、以降の業務をテレワークで実施する 今後の高潮による浸水や土砂災害により事務所が使用できなくなる場合を想定し、非常持ち出し袋や重要資料・機材を宮古島市役所へ移動させておく
	観光客への安全確保の要請（強化）	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォームからの台風情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> 会員事業者に対し避難誘導の準備 観光客への自らの安全確保の指示（屋外への外出自粛の依頼） 新たな入域観光客に対する訪問延期の要請の周知を実施する

時点・段階	行動	取組概要
		<p>る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	交通機関の運行状況、宿泊施設の稼働状況の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運行状況を各交通事業者のホームページから情報収集するとともに、宿泊施設の稼働状況を電話ヒアリングして情報収集する ・集約した情報を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
<p>台風が最接近し、暴風雨が続く段階</p> <p>～危険な場所から全員避難を済ませておく～</p> <p>※気象台より 土砂災害警戒情報、高潮警報等の発表</p>	観光客への安全確保の要請（さらなる強化）	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市観光危機管理プラットフォームからの台風情報の連絡を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 会員事業者、観光客の安全確保の指示（屋外への外出自粛の依頼） ➢ 連絡手段の維持の指示を実施する ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	交通機関の運行状況、宿泊施設の稼働状況の情報収集（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関の運行状況を各交通事業者のホームページから情報収集するとともに、宿泊施設の稼働状況を電話やメール等でヒアリングして情報収集する ・集約した情報を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
<p>高潮による浸水、土砂災害等の被害が発生する段階</p> <p>～何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保～</p> <p>※気象台より 大雨特別警報の発表</p>	観光客への安全確保の要請（継続）	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市観光危機管理プラットフォームに台風情報を連絡し、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 観光事業者、観光客の安全確保の指示（屋外への外出自粛の依頼） ➢ 連絡手段の維持を要請する ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する

※**警報等の解除**後の段階(被害が広範囲に発生している段階)以降は、「3-1 突発的な発生の観光危機の場合(地震・津波等、緊急避難を要する観光危機)」の「津波警報等解除・安否を確認する段階」以降に同じ

■宿泊事業者

時点・段階	行動	取組概要
台風接近の可能性 (台風接近3日前頃) の段階 ～災害への 心構えを高める～ ※気象台より 台風に関する 気象情報等、 または 早期注意情報 [中]・[高] の発表	台風情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客等からの問い合わせに対応できるよう、様々なホームページを閲覧し情報収集しておく ・台風進路図をロビーに掲示し、今後の台風の動きを受けた旅程への注意喚起を行う ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	災害時対応資機材の動作確認	<ul style="list-style-type: none"> ・台風接近による災害対応に備え、非常発電機等の動作確認を行う
	備品・食材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の台風接近によりサービスが途絶しないよう、リネンや食材等を十分に確保する
	キャンセル等の予約管理	<ul style="list-style-type: none"> ・気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報や宮古島市観光危機管理プラットフォームからの情報提供を受け、予約変更に対応する ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
台風接近の3日前～ 1日前の段階 ～災害リスクの 再確認・ 自らの安全確保 を確認～ ※気象台より 強風注意報等 や 台風に関する 気象情報等の発表	宿泊客の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報を自ら積極的に収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 観光客への注意喚起（宮古島市から竹富町への渡航延期や竹富町から宮古島市への渡航繰り上げ、宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨） ➢ 外出の抑制を依頼する ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	レストランメニューの台風時用への変更	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の暴風等による被害により、通常メニューで必要となる食材が確保できなくなる場合や社員が不足する場合等を想定し、メニューを変更する
	アクティビティの縮小・中止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のビーチ、屋外プール、マリッジのサービスの提供を縮小または中止する
	宿泊客・旅行会社等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報を自ら積極的に収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、宿泊客、予約客、旅行会社からの問い合わせにできるだけ正確な対応を行う
	宿泊客の受け入れ方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・予約受付方法を通常体制から変更し、宿泊者の延泊・戻り泊の受け入れを優先する ・今後の宿泊予約客のキャンセルが発生し

時点・段階	行動	取組概要
		<p>ていることを想定し、予約が重複しないよう注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	社員の配置調整	<ul style="list-style-type: none"> 今後の暴風等により社員が出勤できない事態や、宿泊客からの問い合わせが増加する事態、避難誘導を必要とする事態等を想定し、社員の出勤調整を行う 社員の宿直者を決定する
<p>台風による風雨が強まる</p> <p>～普段の行動を見合わせ、避難の準備を始め、暴風が吹き荒れる前に避難を完了しておく～</p> <p>※気象台より 暴風警報等や 台風に関する 気象情報の発表</p>	<p>宿泊客の安全確保 (強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら積極的に収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外出の自粛 ➢ 窓へ近づかないを促す 【高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の場合】 宿泊客を施設内の高層階、崖から離れた場所へ誘導する
<p>台風が最接近し、暴風雨が続く段階</p> <p>～危険な場所から全員避難を済ませておく～</p> <p>※気象台より 土砂災害警戒情報、高潮警報等の発表</p>	<p>宿泊客の安全確保 (継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら積極的に収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外出の自粛 ➢ 窓へ近づかないを促す 【高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の場合】 宿泊客を施設内の高層階、崖から離れた場所へ誘導する
<p>高潮による浸水、土砂災害等の被害が発生する段階</p> <p>～何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保～</p> <p>※気象台より 大雨特別警報の発表</p>	<p>宿泊客の安全確保 (継続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら積極的に収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外出の自粛 ➢ 窓へ近づかないを促す 【高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の場合】 宿泊客を施設内の高層階、崖から離れた場所へ誘導する

※**警報等の解除**後の段階(被害が広範囲に発生している段階)以降は、「①突発的な発生の観光危機の場合(地震・津波等、緊急避難を要する観光危機)」の「津波警報等解除・安否を確認する段階」以降に同じ

■バス事業者

時点・段階	行動	取組概要
台風接近の可能性 (台風上陸3日前頃) の段階 ～災害への 心構えを高める～ ※気象台より 台風に関する 気象情報等、 または 早期注意情報 [中]・[高] の発表	台風情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報を、乗客の降車運賃支払時等に注意喚起を行う 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	事業者の対策の開始	<ul style="list-style-type: none"> 台風接近による今後の運休の可能性、被害の発生等を想定し、職場の窓ガラス、資機材、備蓄、バス車両への燃料等の確認のほか、社員の自宅の備蓄等の確認を行う 台風接近期間中の貸切バス運行については、利用者に連絡し、運休基準を説明し、予定の変更を促す
台風接近の3日前～ 1日前の段階 ～災害リスクの再確認・ 自らの安全確保を 確認～ ※気象台より 強風注意報等 や 台風に関する 気象情報等の発表	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> 乗客への注意喚起（警報発表時の運休）や観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨）を実施する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	運休時の準備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の警報級への切り替えによる路線バスの運休の手続きの確認、貸切バス等の運行の予定変更の確認、運転手の確保（運休時の安全な帰宅方法、再開時の参集方法の確認）、使用しないバス車両の安全対策（車止め、車庫屋内への格納）
台風による風雨が 強まる ～普段の行動を見合わせ、避難の準備を始め、暴風が吹き荒れる前に避難を完了しておく～ ※気象台より 暴風警報等 や 台風に関する 気象情報の発表	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 <ul style="list-style-type: none"> 乗客への注意喚起（警報発表時の運休）や観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨）を実施する 乗客からの問い合わせに対応する（運休状況） 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	路線バスの運休	<ul style="list-style-type: none"> 路線バスの運行を休止する 再開は警報等の解除後、車両や運転手の確保、道路の被害がないことを確認後とする 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
台風が最接近し、	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を自ら気象台から収集するほ

時点・段階	行動	取組概要
暴風雨が続く段階 ～危険な場所から 全員避難を 済ませておく～ ※気象台より 土砂災害警戒情報、 高潮警報等 の発表		か、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 ▶ 乗客への注意喚起（警報発表時の運休）や観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨）を実施する ・乗客からの問い合わせに対応する（運休状況） ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	路線バスの運休	・路線バスの運行を休止する。 ・再開は警報等の解除後、車両や運転手の確保、道路の被害がないことを確認後とする ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
高潮による浸水、 土砂災害等の被害 が発生する段階 ～何らかの災害がすでに 発生している可能性が 極めて高く命の危険が 迫っているため直ちに 身の安全を確保～ ※気象台より 大雨特別警報 の発表	台風情報の提供（継続）	・台風情報を自ら気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報を受け、 ▶ 乗客への注意喚起（警報発表時の運休）や観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨）を実施する ・乗客からの問い合わせに対応する（運休状況） ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	路線バスの運休	・路線バスの運行を休止する ・再開は警報等の解除後、車両や運転手の確保、道路の被害がないことを確認後とする ・実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する

※**警報等の解除**後の段階(被害が広範囲に発生している段階)以降は、「①突発的な発生の観光危機の場合(地震・津波等、緊急避難を要する観光危機)」の「津波警報等解除・安否を確認する段階」以降に同じ

■航空事業者

時点・段階	行動	取組概要
台風接近の可能性 (台風上陸3日前頃) の段階 ～災害への 心構えを高める～ ※気象台より 台風に関する 気象情報等、 または 早期注意情報 [中]・[高] の発表	台風情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報や、現時点、今後の天候をホームページや空港カウンター等に掲出し、乗客へ注意喚起を行う 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	予約変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> 予約客からの求めに応じて、予約変更や払い戻しに対応する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
台風接近の3日前～ 1日前の段階 ～災害リスクの 再確認・ 自らの安全確保を 確認～ ※気象台より 強風注意報等 や 台風に関する 気象情報の発表	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報や今後の天候情報をホームページや空港カウンター等に掲出し、乗客へ注意喚起を行う 予約客からの問い合わせがあれば、観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊、帰宅手段の予約変更の推奨）を行い、自らの対応を求める 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	空港関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"> 空港ターミナル管理者との運航情報の共有、空港ターミナルビルの開館・閉館時刻等を協議する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	運航可否の判断	<ul style="list-style-type: none"> 空港管理者等と協議し、翌日以降の運航可否を判断する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
台風による風雨が 強まる ～普段の行動を見合わせ、避難の準備を始め、暴風が吹き荒れる前に避難を完了しておく～ ※気象台より 暴風警報等 や 台風に関する 気象情報の発表	空港の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 空港が管理者により閉鎖される 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報や今後の天候情報をホームページや空港カウンター等に掲出し、乗客へ注意喚起を行う 予約客からの問い合わせがあれば、運航情報をホームページで確認することを促すほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報をもとに、観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊）を行い、自らの対応を求める 実施状況を宮古島市観光危機管理プラ

時点・段階	行動	取組概要
		ットフォームへ報告する
台風が最接近し、 暴風雨が続く段階 ～危険な場所より 全員避難を 済ませておく～ ※気象台より 土砂災害警戒情報、 高潮警報等 の発表	空港の閉鎖（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報や今後の天情報をホームページ等に掲出し、乗客へ注意喚起を行う 予約客からの問い合わせがあれば、運航情報をホームページでの確認を促すほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報をもとに、観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊）を行い、自らの対応を求める 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
高潮による浸水、 土砂災害等の被害 が発生する段階 ～何らかの災害がすでに 発生している可能性が 極めて高く命の危険が 迫っているため直ちに 身の安全を確保～ ※気象台より 大雨特別警報 の発表	空港の閉鎖（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	台風情報の提供（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 台風情報を気象台から収集するほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報や今後の天候情報をホームページ等に掲出し、乗客へ注意喚起を行う 予約客からの問い合わせがあれば、運航情報をホームページで確認することを促すほか、宮古島市観光危機管理プラットフォーム等からの情報をもとに、観光客への対策の提案（宮古島市内での延泊）を行い、自らの対応を求める 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する

※**警報等の解除**後の段階（被害が広範囲に発生している段階）以降は、「①突発的な発生の観光危機の場合（地震・津波等、緊急避難を要する観光危機）」の「津波警報等解除・安否を確認する段階」以降に同じ

■レンタカー事業者

時点・段階	行動	取組概要
<p>台風発生の可能性 (台風上陸3日前頃) の段階</p> <p>～災害への 心構えを高める～</p> <p>※気象台より 台風に関する 気象情報等、 または早期注意情報 [中]・[高]の発表</p>	<p>台風情報の提供 利用者への注意喚起</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報を店舗で利用者に情報提供し、今後の訪問予定先の聴取と注意喚起（カーラジオの活用、沿岸部での波浪注意、宿泊施設への早めのチェックイン推奨等）、返却予定の繰り上げの推奨を行う 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
<p>台風接近の3日前～ 1日前の段階</p> <p>～災害リスクの再確認・ 自らの安全確保を 確認～</p> <p>※気象台より 強風注意等や 台風に関する 気象情報等の発表</p>	<p>台風情報の提供（継続） 利用者への注意喚起 （継続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気象台が発表した「台風の発生、今後の発達・接近のおそれ」等の台風情報を店舗で利用者に情報提供し、今後の訪問予定先の聴取と注意喚起（カーラジオの活用、沿岸部での波浪注意、宿泊施設への早めのチェックイン推奨等）、返却予定の繰り上げの推奨を行う 宮古島市観光危機管理プラットフォームからの情報を用いて、レンタカーの安全運転への注意、延泊の推奨、交通機関の運行状況の情報提供を行う 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	<p>店舗の休業の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警報等への切り替え時の店舗の営業可否の確認、社員の出勤について確認する
	<p>予約変更の連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 店舗の休業に備え、台風接近期間中の予約客に連絡し、店舗の休業可能性を伝え、予約の変更を協議する 貸渡名簿を用いて利用客に連絡し、店舗休業中の返却ができないことを伝達する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
<p>台風による風雨が 強まる</p> <p>～普段の行動を見合わせ、 避難の準備を始め、 暴風が吹き荒れる 前に避難を完了しておく～</p> <p>※気象台より 暴風警報等</p>	<p>店舗の休業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 店舗を休業する レンタカーの返却等による来店を想定し、休業の告知と宮古島市観光危機管理プラットフォームから入手した情報を掲出する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	<p>予約変更の連絡（継続）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 店舗の休業を受け、台風接近期間中の予約客に連絡し、店舗の休業を伝え、予約の変更を協議する

時点・段階	行動	取組概要
気象の情報の発表		<ul style="list-style-type: none"> 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
台風が最接近し、 暴風雨が続く段階 ～危険な場所から 全員避難を 済ませておく～ ※気象台より 土砂災害警戒情報、 高潮警報等 の発表	店舗の休業（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 店舗を休業する レンタカーの返却等による来店を想定し、休業の告知と宮古島市観光危機管理プラットフォームから入手した情報を掲出する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	予約変更の連絡（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 店舗の休業を受け、台風接近期間中の予約客に連絡し、店舗の休業を伝え、予約の変更を協議する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
高潮による浸水、 土砂災害等の被害 が発生する段階 ～何らかの災害がすでに 発生している可能性が 極めて高く命の危険が 迫っているため直ちに 身の安全を確保～ ※気象台より 大雨特別警報 の発表	店舗の休業（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 店舗を休業する レンタカーの返却等による来店を想定し、休業の告知と宮古島市観光危機管理プラットフォームから入手した情報を掲出する 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する
	予約変更の連絡（継続）	<ul style="list-style-type: none"> 店舗の休業を受け、台風接近期間中の予約客に連絡し、店舗の休業を伝え、予約の変更を協議する。 実施状況を宮古島市観光危機管理プラットフォームへ報告する

※**警報等の解除**後の段階(被害が広範囲に発生している段階)以降は、「①突発的な発生の観光危機の場合(地震・津波等、緊急避難を要する観光危機)」の「津波警報等解除・安否を確認する段階」以降に同じ

③感染症対策

人流を伴う観光産業にとって、令和2（2020）年から始まった新型コロナウイルス感染症の世界的大流行やSARS（重症急性呼吸器症候群）等の感染症拡大は津波・地震に匹敵するほどの影響力があり、これに適切に対処することは観光産業を守ることに繋がります。新型コロナウイルス感染症に対する一連の対応を明記し、今後の感染症による観光危機に対しての対応方針を示します。

■宮古島市観光危機管理プラットフォームでの対応

時点・段階	行動	取組概要
他国の一部地域で感染症の拡大が報じられる	情報収集・情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォームで情報共有を行う
感染症が世界的に拡大し、日本国内でも感染者が確認される 宮古島市内では確認されていない	今後の対応方針の協議、検討	<ul style="list-style-type: none"> 判断主体・窓口の明確化 宮古島市観光危機管理プラットフォームで会議を開催し、今後の行政側の対応策の共有や国・県等の動向を把握する 空港や国際クルーズ船での検疫の強化について検討、迅速な対応を各所管組織へ依頼する 宿泊施設内、団体旅行（バス／ツアー）、イベント／MICE それぞれでのクラスターに応じた、情報連絡や隔離、情報発表、施設再開の定型の構築
宮古島市内での疑い例の発生	初動フローの実行	<ul style="list-style-type: none"> 隔離・搬送・濃厚接触の整理 多言語情報提供 風評・キャンセル対応の明記
国内や宮古島市内においても感染者が拡大 感染拡大、一時的な収束を繰り返す 政府による緊急事態宣言が発令 外出自粛や飲食店の営業自粛や解除が繰り返される	検討内容の実行	<ul style="list-style-type: none"> 宮古島市観光危機管理プラットフォーム構成員で会議を定期的で開催し、感染状況に応じた具体的な施策の検討・実施を行う。官民一体となって経済と感染症拡大防止の両立を図る <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止ガイドライン策定 国、県へ支援要請の実施 専門家による対処方法の講演開催 ガイドラインに基づくパーティション等各観光事業者における対策の実施 来島前の検査の徹底依頼 回復期に向けてのビジネスマナー向上研修等の実施 観光客向けに感染症拡大下での観光マナーの啓発
WHOや政府による終息宣言	復興施策の実行	<ul style="list-style-type: none"> 官民を挙げての安全宣言 <ul style="list-style-type: none"> 一次メッセージのひな形（多言語での提供） 観光希望客からの問い合わせ対応の準備（Q&A作成） トップセールス等の実施

※終息宣言については、制限の強弱を段階化し、再開判断の観点（指標の達成状況、医療逼迫、検査体制、市外搬送可否、住民理解）を明確化する必要

④その他の観光危機

本計画で具体的記載のないその他の観光危機への対応については、基本的に宮古島市観光危機管理プラットフォーム上で協議します。また、緊急性・重大性・広域性・風評性の状況に応じて宮古島市観光危機管理対策本部を設置し対応します。その発動や格上げ等が簡易に判断できるよう日頃から基準を検討します。

新たな観光危機の発生等、時代や状況に即した対応方針を示すことで今後より拡充していくものとします。

3-2 対応上の重要ポイント

①安否情報の確認・集約内容 **！必須！**

宮古島市観光危機管理対策本部または宮古島市観光危機管理プラットフォームが行う情報収集では、単なる「安否確認」、「情報収集」ではなく、観光客の命を守ること、帰宅支援を行うこと、今後の観光業の再開の方針が検討できるよう、あらかじめ具体化します。

また、収集した情報は収集等を目的とするだけでなく、今後の見通し（「今後さらに増加する見通し」等）、今後の対応目標を見据えた時間管理（「1週間以内に再開できるよう～する」等）に活用します。

■観光事業者の観光施設等の被害状況

- ・宮古島市観光危機管理対策本部または宮古島市観光危機管理プラットフォームと観光事業者との連絡可否
- ・観光事業者の対応状況（対策本部設置等）
- ・使用可否（例えば「駐車場は使用不可」等）
- ・使用可能条件（例えば「停電のため日中のみ」等）
- ・復旧見通し（例えば、「調査中」、「1か月程度」等）

■観光客の安否情報について

- ア) 個人情報
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・本人・家族の連絡先
 - ・今後の行動予定
 - ・今後の課題（旅券・査証の有効期限切れ等） 等
- イ) 人数
 - ・滞在場所を確保できている人数
 - ・居場所を失った人数
 - ・安否（負傷状況、同行者の状況、行方不明・死者のうち観光客の状況等）
 - ・現状の課題（水・食糧等の物資支援等、配慮が必要な点等）

②帰宅支援に向けた基本的な考え方 **！状況次第！**

観光危機に遭遇し被災した観光客は早期帰宅を希望し、また避難を希望する市民等と相まって航空機の利用需要が逼迫することが予想されます。本計画においては、早期帰宅を希望する全ての観光客、修学旅行団体、避難希望市民等の需給調整に関する対応方針を示します。

観光危機後は、交通機関の再開に応じて救援機や臨時便、定期便等の運航が想定されます。一方、一度に帰宅を希望する全ての観光客や避難を希望する市民を同時に輸送することが困難であることから、あらかじめ優先搭乗順の考え方を下表のとおり整理します。

なお、観光危機の内容、被害状況、滞在観光客や市民等の要望に応じた柔軟な運用をすることとし、必要に応じて見直しを行います。

また、OCVB において、毎年県内の観光事業者等を対象とした観光危機管理図上訓練が実施され、県内全体での帰宅支援等をテーマに取り扱われる場合もあることから、同訓練での検証結果を読み取り、反映していきます。

優先順	想定該当者
第1グループ	傷病者（緊急性を分け調整）、適切な医療・介護体制が必要な者、障がい者、乳幼児及びその同伴者、妊婦及びその同伴者 （ここでは、観光客・市民等は分けず個々の状態に応じて優先順を決定する）
第2グループ	国外へ帰宅する外国人（出国手続き等の配慮が必要なため）
第3グループ	帰宅希望観光客（家族単位、修学旅行の学校単位等での受付）
第4グループ	広域避難希望市民等（家族単位等での受付）

③危機対応職員の休息義務及び人員配置について **！推奨！**

甚大災害や危機対応では、危機対応を行う職員及び社員に大きな身体的・心理的負荷がかかります。一方で、対応に当たる職員及び社員なくして危機対応、早期の復旧、復興はできません。常に長期化する危機対応において、休息は不可欠であり、不眠不休の対応は、対応の劣化や遅れ、チームワークの乱れにつながることから、管理職を含めすべての危機に対応する職員・社員は休息をとることを義務とします。休息には睡眠のほか、リフレッシュに繋がる運動やカウンセラー等の心理的サポートも含まれます。そのため適切な人員配置、業務が一人に集中しないような業務負担の分散化、人員増配等を適切に行います。

④関係者の「できること」の共有・学習 **！推奨！**

市、観光関連団体、観光事業者、関係機関は、宮古島市観光危機管理プラットフォームや宮古島市観光危機管理対策本部を通じて連携して活動しますが、役割や観光事業者の業種に応じて、それぞれに「できること」、「可能なこと」は様々で、本章を通じて相互に共有していくことが重要です。

4 危機からの回復

観光危機の発生により、例えば、自然環境の損傷、海水浴場への瓦礫^{がれき}の流入、宿泊施設の倒壊等、観光地の機能自体を失ってしまい観光客が物理的に帰宅・訪問不能となる場合のほか、これまでも遭遇してきたような様々な風評による観光客の低迷等、観光都市として様々な困難に遭遇することが考えられます。

宮古島市が『第2次宮古島市総合計画』（平成 29 年4月）において基本理念とした「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古～みんなで創る 結いの島～」や、『第2次宮古島市観光振興基本計画』において基本理念とした「みんなの宮古（みゃーく）を世界と未来に伝える美ぎ島（かぎすま）づくり」は、危機後の観光の回復において土台となる必要な考え方です。

4-1 宮古島市全体の復興、地区レベルの復興への参画

観光の回復のためには、「観光まちづくり」、「持続可能でより良い社会」から取り組むこととし、市、観光関連団体、観光事業者、防災関係機関は、[Build Back Better の考えに基づき](#)、まずは宮古島市全体や地区レベルの復興に積極的に参画し、その中での観光の回復に臨むものとしします。

具体的には、大規模自然災害等からの復興時期に設置が見込まれる「宮古島市災害復興本部」が行う、復興方針の検討、復興計画の策定段階において、観光の回復方針も含めることとし、その際、観光関連団体、観光事業者が地域と協力して実働するものとしします。例えば、宮古島市全体の復興計画策定会議や、地区別の市民・行政らによる協働の復興まちづくり検討ワークショップ等に対して、観光関連団体や観光事業者が地域の主体の一つとして積極的に参画し、地域全体の復興の中で観光の回復の位置付けを確認し、実現の土台を築くものとしします。

4-2 観光産業自体の回復、誘客のための取組

① 体制の設置

市は、宮古島市全体や地区別の復興の動きと連動し、宮古島市観光危機管理プラットフォーム、県、OCVB 等と連携して、[広報窓口を一本化する等により](#)、観光客の誘致促進や、市内の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制を充実・強化します。

② 「無事情報」の発信

風評被害を防止するためにも、観光危機による被害状況、復旧・復興状況を定期的にインターネット（特設サイトの構築等）や SNS を通じて発信します。

観光関連団体、観光事業者、関係機関からの情報発信にはそれらへのリンクを貼る等により情報源を一元化します。

情報発信は、あらかじめ決めた様式に沿い、情報取りまとめ日時を明確にして1日に1回等定期的に発信します。報道機関等も積極的に活用して発信し、国内・海外の旅行市場に広く周知する等の風評被害対策を行います。

③ 情報対策

情報発信を積極的に進める一方で、誤情報の拡散、SNS の炎上、偏った内容の報道等を防止する必要があります。市、観光関連団体、観光事業者は、インターネットや SNS 上での情報監視を行います。また、観光希望者等からの問い合わせに的確に対応できるよう、宮古島市内の状況に応じた FAQ の随時更新を行います。

④ 関係者との連携・強化

市は、宮古島市全体や地区別の復興の動きと連動し、宮古島市観光危機管理プラットフォーム、県、OCVB 等と連携して、観光危機の影響・被害から市内の観光産業の早期復興を図るための事業継続支援等（観光事業者向けの相談窓口の設置、仮設事業用地の借り上げ等）を実施します。

⑤ 観光産業の持続のための支援等

観光危機が発生した際、観光事業者は、早い段階で融資等の金融相談・支援が必要となります。被害を受けた観光事業者が安心して復興に専念することができる環境を作るために、市、観光関連団体によるトップセールスや県、OCVB 等を通じた国への復興支援要請のほか、観光事業者に対して、金融機関や信用保証協会への紹介等金融相談や融資の斡旋に努めます。

観光事業者は、観光危機による観光施設等の損傷、交通及びライフライン障害等で休業に至ることが考えられますが、可能な限り従業員の雇用の継続に努め、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進する等、営業再開後の事業継続に向けた準備に努めます。市、観光関連団体は、休業を余儀なくされる期間中における雇用継続や観光人材育成等の支援、観光事業者の事業継続に向けた従業員への集合教育の実施等に必要な支援を行います。

⑥ 誘客プロモーション活動等の実施

市は、宮古島市全体や地区別の復興の動きと連動し、宮古島市観光危機管理プラットフォーム、県、OCVB 等と連携して、復興段階の受け入れ能力の範囲内での観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施します。

誘客プロモーション活動については、宮古島市観光危機管理プラットフォームにおける日頃からの防災訓練の一環となる事前復興訓練として、市外・圏域外の専門家や旅行会社等と連携して、過去の実施事例から実施が考えられるイベント等の様々な施策や、修学旅行の誘致、旅行商品の企画・造成・販売促進をあらかじめ想定します。

また、宮古島市で想定される国土強靱化上のリスクシナリオを参考にしながら、ツーリストボランティアや環境ボランティア等、国内の他の地域や災害の復興では取組が少ないとされる、観光としての訪問とともに災害復旧支援も受けられる活動も企画しておくものとし、その受け入れ体制の構築を推進します。

第3章 計画の効果的な実現

観光危機管理は、本計画の策定のみでなく、訓練等による日頃からの運用・見直しを通じて、宮古島市全体が、安全・安心・快適な観光地としての価値を維持することができます。今後、本計画を運用・管理していく PDCA サイクルの推進が重要であり、次期見直しまでの間に以下の5点に注力するとともに、市、観光関連団体、観光事業者は年間スケジュールをもとに活動します。

1 事業者別マニュアルの作成

観光事業者は、それぞれにおいて安全対策や事業継続に関する計画を策定しているところですが、今回構築した観光危機管理の考え方を反映し、市、観光関連団体、防災関係機関等との連携を盛り込んだ計画、マニュアル等へ改定することに努めます。

2 観光事業者との観光危機管理関係の協定の締結

本計画を通じて、市、関係機関、観光関連団体、観光事業者それぞれに重要な役割が位置付けられたところですが、防災協力協定としてそれぞれに「できること」、「可能なこと」の明確化を今後も拡充します。

例えば、宿泊事業者等「空間」を有する観光事業者が、行き場を失った観光客の一時滞在場所を提供すること、観光事業者が所有する観光客名簿等を共有すること等の個々の取組で必要となる事項について、協定や覚書を締結することを推進します。

3 宮古島市観光危機管理プラットフォームの継続的な顔合わせ

「第1章 観光危機管理の取組体制」で位置付けた「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」は、日ごろから市、観光関連団体、観光事業者、防災関係機関が連携し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう構築するものですが、観光危機発生時に初めて相互に連絡を取り合うかたちでは、情報伝達手段、共有すべき具体的な内容のズレ、情報集約時の要領未習熟、経験不足による意思決定遅れ等の「失敗」が生じます。

「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」の役割を構成員全員が認識し、観光危機時に有意義に活動できるためには、日頃の役割として付与した定期的な会合を開催し、担当者同士の連絡先（携帯電話の番号等）の共有や、毎年「宮古島市総合防災訓練等」において、情報伝達の実践や勉強会等の場を持つこととします。

「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」の構成員についても、熟度を高めながら拡充していき、多くの観光客が一時的に滞在しうる商業施設、空港管理者、空港ビル、道路管理者等（県・市・警察）、港湾管理者（市港湾課）、CIQ（税関、入管、検疫）、船舶代理店等の参画が考えられます。

4 訓練の実施による意識の啓発、実務手順の習熟

第2章の「2 危機対応への準備」で位置付けた「観光危機管理に関連する訓練」に着手し、簡単な取組から実践し、理解を高めていきます。各種訓練の際に、観光客を対象とした場を追加設定するなど、日程調整等の準備事務の負荷を軽減して取り組みます。

5 定期的な計画見直し時期の明確化

上記1～3を通じて、観光危機管理の取組の的確性や手順等の有効性・実効性を検証し、観光危機管理発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう各種訓練の実施後に見直しを行うものとしします。

また、県、OCVB、観光関連団体、事業者等の計画等との整合性を図るために、本計画を随時修正し、観光危機管理体制の充実・強化を図るものとしします。

本計画の**見直し**は、『宮古島市観光振興基本計画』及び『宮古島市地域防災計画』と整合を図る観点から適宜**実施**するものとしします。

年間活動スケジュール(例)

時期	活動
4月(年度初め)	自組織の観光危機管理計画や取組状況の点検
6月	台風時期前の手順確認訓練
9月	地震・津波等の過酷事象を想定した訓練
1月	取組の見直し(意見交換、様式・手順の見直し等)
2～3月(年度末)	年間活動のレビュー

※取組を年間活動化して定期的実施することで、訓練回数(年2回)、手順の見直し(年1回)等の指標の設定が可能になる